

# 住まいる 全生り 大済

火災共済

総合共済

# 共済掛金の納入は 口座振替

でお願いします!



島根県 農業共済組合 ■本所·出雲支所

雲南事務所 仁多郡事務所

東部支所

隠岐事務所 海士駐在

■石見支所 邑智事務所 浜田事務所

■石西支所

〒693-0004 出雲市渡橋町748-1

〒690-2404 雲南市三刀屋町三刀屋110-1 〒699-1822 仁多郡奥出雲町下横田277-1

〒699-0109 松江市東出雲町錦浜474-3

〒685-0104 隠岐郡隠岐の島町都万2016 〒684-0404 隠岐郡海士町大字福井1365-5(キンニャモニャセンター内) ☎(08514)2-1824

〒694-0064 大田市大田町大田イ652-5 〒696-0101 邑智郡邑南町井原1286-5

〒697-0006 浜田市下府町350-7 〒698-0003 益田市乙吉町イ598-1 ☎(0853)22-1478

☎(0854)45-3635 ☎(0854)52-2470

☎(0852)52-6727

**☎**(08512)6-9152

☎(0854)82-0656 ☎(0855)95-1034

**☎**(0855)22-1622 **☎(0856)23-1950** 

# 1棟 6,000 万円まで 火災等の事故を対象

火災共済でお支払対象となる事故は ①~ ⑩の事故です



火災



落 雷 (家具類加入の場合テレビなどへの落雷も含みます)

(8

BON

破裂・爆発



建物外部からの 物体の飛来、落下



建物内部での 車両衝突·接触



給排水設備の 事故による水濡れ



盗難による き損汚損



騒乱による 破壊行為



水道管の 凍結による損害



消火活動による 損害

1棟 4,000 万円まで 自然災害まで幅広く補償

総合共済でお支払対象となる事故は①~②の事故です



火災



落雷 (家具類加入の場合テレビなどへの落雷も含みます) 破裂•爆発



物体の飛来、落下



建物外部からの



建物内部での 車両衝突・接触



給排水設備の 事故による水濡れ



盗難による き損汚損



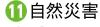
騒乱による 破壊行為



水道管の 凍結による損害



消火活動による 損害





風水害



雪害その他自然災害 自然災害の事故は1万円を超える損害から支払いの対象



土砂崩れ



⑫ 地震・噴火・津波

(加入共済金額の50%限度) 建物の再建築価額の5%を超える 損害から支払いの対象

# こんな特約が付けられます

# ○ 小損害実損てん補特約

小損害事故を受けた場合、30万円を限度として損害額そのままをお支払いする特約です。

- ○加入要件=1契約あたりの建物(家具類等を含む)1棟の加入額が1.000万円以上であること。
- ○掛金=火災共済で980円、総合共済で4,590円の加算をしていただきます。
- ○対象事故= 火災共済、総合共済それぞれの支払事故が対象となります。(地震は対象外)

# 例 落雷でエアコンが壊れ、30万円の被害が発生した場合

①特約なしの場合

損害額 × 加入金額 = 損害共済金 再建築価額 × 80%

加入割合によって共済金を計算します

※加入金額によっては、損害額の満額を損害 共済金として、支払えない場合があります。

## ②特約を付した場合

30万円の損害額までは、損害額が損害 共済金となるので、

30万円

# ○ 臨時費用担保特約 •

共済事故によって建物や家具類が損害を受けた場合に臨時に出費する費用や、事故によって死亡あるいは後遺障害を被った場合に費用をお支払いする特約です。

- ○支払額=損害共済金の10%、20%、30%で加入者が選択された割合に相当する金額をお支払いします。(但し、1回の事故につき1建物250万円が限度)
- ○死亡・後遺障害費用共済金の支払額=共済金額の30%に相当する金額(但し、1回の事故に つき1名ごとに200万円が限度)。

# 例 損害共済金100万円の支払いがあった場合

①特約なしの場合

## ②30%の特約を付した場合

100万円(損害共済金)にプラスして 100万円(損害共済金)×30%=30万円

130万円の支払い

# 100万円の支払い

# ● 新価特約 •

損害共済金として支払うべき損害の額は、その損害が発生した時点における共済目的の 再建築価額によって定める特約です。

# 費用共済金不担保特約

P16表の費用共済金を支払いの対象から外す特約です。掛金はその分、安くなります。

# 加入の目安

# 建物1坪・1㎡当たり加入限度額の目安

単位:万円

単位:万円

用 途	造	IJ	坪単価	1m²単価
	一般	造	62	19
一般住宅	軽量鉄骨造		67	20
	重量鉄骨造		74	22

用	途	造		り	坪単価	1m²単価
簡易付属建物		_	般	造	19	6
		鉄	骨	造	23	7
土	蔵	_	般	造	80	24

注)上記単価は、一般的な建物の価額を示したものです。

# 建物の加入の目安(再建築価額)

住宅 19万円/㎡ 62万円/坪

× m<sup>m</sup>

建物の再建築価額

住宅 19万円 × 165㎡ (50坪) 川 3,135万円 が再建築価額となります

# 家具類の加入の目安(評価額)

住宅延	<b>近面積</b>	66㎡未満	66㎡以上132㎡未満	132㎡以上231㎡未満	231㎡以上
世帯人数	うち大人人数	(20坪未満)	(20坪以上40坪未満)	(40坪以上70坪未満)	(70坪以上)
単身	-	860	920	1,120	1,340
2人	1人	930	990	1,190	1,410
2/	2人	1,030	1,230	1,340	1,590
	1人	960	1,080	1,260	1,470
3人	2人	1,060	1,250	1,410	1,660
	3人	1,310	1,490	1,730	1,940
	1人	1,070	1,130	1,330	1,540
4.1	2人	1,100	1,270	1,480	1,730
4人	3人	1,460	1,600	1,840	2,040
	4人	1,590	1,830	2,020	2,220
	2人以下	1,170	1,360	1,550	1,790
FANL	3人	1,500	1,740	1,940	2,150
5人以上	4人	1,700	1,940	2,160	2,330
	5人	1,870	2,080	2,370	2,560

- ●住宅延面積は、居住の用に供する部分の延面積です。 ●大人とは18歳以上の世帯員です。ただし、学生は除きます。
- ●大人人数が5人を超える場合は、大人1人につき220万円を加算してください。
- ●住宅延面積が66㎡未満の単身世帯のうち、単身赴任者ならびに学生の一人暮らしなどについては、220万円を評価額とすることができます。

この表から、 家具類の 目安は 万円



延面積が165㎡(50坪)で家族構成が下記の6人家族とした場合の価値(評価額)は

※世帯主夫婦、おじいちゃん、おばあちゃん、子供2人(中学生、小学生)

世帯人数

5人以上

大人人数

4人

住宅延面積

165m²

家具類再取得費用

2,160万円

## 金 掛

掛金率は、 建物の構造と 用途によって 異なります

《構造は次の3種類》



一般的な木造建物で、耐火B、Aに該当しな いもの。



柱、梁が鉄骨造で壁が不燃材料(モルタル、漆 喰など)のもの。柱、梁が木であっても外壁、 床がコンクリート、れんが、石、土蔵造のもの。



コンクリート造の建物。柱、梁が耐火被覆の 鉄骨で、外壁、屋根などが不燃材料のもの。

	共済掛金(年額)(基本)									
						用途				
構造			<b>普通物件</b> ・物置・土蔵・畜 含庫・集会場(3	舎	·販売店舗·	<b>殊一般物</b> 併用住宅・事務 場 (330㎡以上) 理髪店など	所·神社	·料理店·飲1	殊割増物    食店・販売店舗  工場(火気使用)  工場など	(330㎡以上)
共消(	り 性	一般造	耐火造B	耐火造A	一般造	耐火造B	耐火造A	一般造	耐火造B	耐火造A
火	500万円	4,200	2,400	1,300	6,850	3,300	1,550	16,350	7,300	2,550
災	1,000万円	8,400	4,800	2,600	13,700	6,600	3,100	32,700	14,600	5,100
共	3,000万円	25,200	14,400	7,800	41,100	19,800	9,300	98,100	43,800	15,300
済	6,000万円	50,400	28,800	15,600	82,200	39,600	18,600		、2,300万円また! ]入制限があります	
総	500万円	15,950	14,800	14,100	17,650	15,350	14,250	23,800	17,950	14,900
合	1,000万円	31,900	29,600	28,200	35,300	30,700	28,500	47,600	35,900	29,800
共	2,000万円	63,800	59,200	56,400	70,600	61,400	57,000	95,200	71,800	59,600
済	4,000万円	127,600	118,400	112,800	141,200	122,800	114,000		、2,300万円また! ]入制限があります	

一般造の住宅に火災共済で建物2,500万円、家具類1,000万円加入 合計加入共済金額 年間掛金

3,500万円

29,400円

一般造の住宅に総合共済で建物1,000万円、家具類500万円加入 合計加入共済金額 年間掛金

1,500万円

**47,850**<sub>円</sub>

総合共済にご加入の場合 地震保険料控除があります 「地震保険料控除制度」により、住宅を総合共済に加入すると地震部分の掛金が 所得控除(50,000 円限度)の対象となります。 (例) 普通物件の一般造では、総合共済1,000万円に加入した場合、10,040円が所得控除の対象です。

共 済 金

**二** 損害共済金

十 残存物取片付け け費用共済金

特別費用 共 済 金

+

+

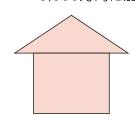
損害防止費用 十

失火見舞費用 共 済 金

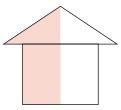
## 《再建築価額、3.000万円の住宅に》

加入状況

再建築価額いっぱいの 3,000万円に加入の場合



再建築価額の50%の 1,500万円に加入の場合



全

• 損害共済金 ...... 3,000万円

(損害共済金=加入共済金額)

(損害共済金の10%を限度)

.....300万円

特別費用共済金 ・・・・・・・・ 200万円 (加入共済金額の10% 200万円限度)

損

支払われる共済金

3,500 万円

●残存物取片付け

**費用共済金 …… 150万円** (損害共済金の10%を限度)

特別費用共済金 ・・・・・・・・ 150万円 (加入共済金額の10% 200万円限度)

支払われる共済金

1,800万円

ご覧のように、3,000万円の再建築価額がある建物に1,500万円しか加入していない場合、全損しても契約額が共済金として支払われることになりますので、損害額のすべてを補償することはできません。万一のことを考えれば再建築価額いっぱいまでの加入が大切ということが、おわかりいただけると思います。

共済金額(補償額) 契約の期間中に何回共済金を受け取っても補償額が変わりません。 ただし1回の事故が再建築価額の8割以上の損害の場合は、契約が は自動復元します。消滅します。

# 自然災害の支払い



損害共済金

残存物取片付 け費用共済金

特別費用 共済金

(風・雷・雪・水災の場合)

## 〈建物の再建築価額80%以上の損害の場合〉

損害共済金 = 損害額 × 加入共済金額 再建築価額

支払例 再建築価額3,000万円の建物に2,000万円加入し、その建物が雪害で全損した場合

損害共済金 = 2,000万円(損害共済金) + 200万円(残存物取片付け費用共済金) + 200万円(特別費用共済金)

= 2,400万円の支払い

## 〈建物の再建築価額80%未満の損害の場合〉

損害共済金=(損害額 - 再建築価額の5%か1万円のいずれか少ない額)× 加入共済金額 再建築価額

支払例

再建築価額3,000万円の建物に2,000万円加入し、その建物が雪害で200万円の損害が 発生した場合

損害共済金 =  $(200万円 - 1万円) \times \frac{2,000万円}{3,000万円} = 133万円$ 

= 133万円 + 残存物取片付け費用共済金の支払い

# 地震の支払い (再建築価額の5%以上の損害が対象です)

●総合共済

損害共済金

損害共済金 = 損害額× 加入共済金額×**50%** 再建築価額

支払例

再建築価額3,000万円の建物に2,000万円加入し、その建物が地震で全損した場合

損害共済金 = 3,000万円 ×  $\frac{2,000$ 万円×**50%** = 1,000万円の支払い

# 落雷の支払い



落雷事故でよく被害を受ける物は、下記の建物の付属設備と家具類です。

建物付属設備	家具類
①蛍光灯、電灯(埋込、直付のもの)	①家庭電化製品(テレビ、DVD、
②エアコン	冷蔵庫、洗濯機、電話など)
③アンテナ	②蛍光灯、電灯(コンセント接続)
④インターホン	
⑤給湯器、湯沸器、ボイラー	
⑥ウォシュレット	
⑦換気扇	
⑧システムキッチン	

※一例です。

# 支払例

家具類の評価額が2,160万円の建物で落雷事故が発生し、テレビや電話機など50万円の 損害が発生した場合

① 評価額いっぱいの2,160万円で加入の場合

②評価額半分の1,080万円で加入の場合

# 水道管凍結事故の支払い

加入金額の多少に関係なく、10万円を限度に実費を支払います。

支払例 水道管凍結事故の修理に5万円かかったとき

## 5万円の支払い

## 以下の場合には、共済金(損害共済金、各種の費用共済金)をお支払いすることができません。

- (1) 加入者及び加入者以外の方が共済金を受け取るときの当該者の故意・重大な過失・法令違反
- (2) 加入者と同じ世帯に属する親族の故意
- (3) 建物が本来持っている性質・欠陥及び事故発生の際の紛失・盗難
- (4) 加入者の損害発生通知の怠り及び故意・重大な過失によって事実に反する通知をしたとき
- (5) 損害調査等に必要な書類の偽造・変造及び支払請求手続きを3年間怠ったとき
- (6) 戦争、内乱等および核燃料物質に起因する事故
- (7) 地震、噴火、津波による事故(火災共済の場合のみ)

※その他、通知義務違反、告知義務違反、損害調査の妨害等があった場合は、共済金をお支払いできない場合があります。



## 

#### 第1章 共済目的の範囲及び共済責任期間

#### (共済目的の範囲)

- 第1条 共済目的は、加入者の所有又は管理する建物(建物の基礎工事部分、畳、建具その他の従物及び電 気・ガス・水道・暖房・冷房設備その他これらに準ずる建物の附属設備を含みます。)とします。
- 次に掲げる物は、建物共済加入申込書に共済目的とする旨を記載していないときは、共済目的には含ま
- (1) 建物に附属する門、垣、塀その他の工作物
- (2) 建物に収容されている家具類又は農機具で加入者が所有又は管理する物
- 3 前項の規定により、家具類又は農機具を共済目的とした場合において、加入者 (この組合との間に建物 共済の共済関係の存する者をいいます。以下同様とします。) と同じ世帯に属する親族が所有又は管理す る家具類又は農機具は、建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載していないときは、共済目 的に含まれます。
- 4 次に掲げる物は、前3項の規定にかかわらず、共済目的に含まれません。
- (1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に規定する自動車(農機具を除きます。)
- (2) 通貨、有価証券、預貯金証書 (預金証書又は貯金証書をいい、通帳及び現金自動預け払い・支払機用 カードを含みます。)、印紙、切手、乗車券、その他これらに準ずる物
- (3) 貴金属、宝玉及び宝石、書画、骨とう品、彫刻物その他美術品で1個又は1組の価額が30万円を超
- (4) 稿本、設計書、図案、ひな型、い型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- (5) 動物、植物等の生物
- (6) 営業用什器備品、商品、製品、半製品、原材料、工作機械その他これらに準ずる物(農機具は除きます。)
- (7) テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータその他こ れらに類するもの
- (8) 船舶(ヨット、モーターボート及びボートを含みます。) 及び航空機
- (9) 建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載している物

#### (共済責任期間)

- 第2条 共済責任期間は、1年 (建物共済加入申込書において共済責任期間を1年未満としている場合はそ の期間)とし、加入者がこの組合に共済掛金等(共済掛金及び事務費賦課金をいいます。以下同様としま す。)を払い込んだ日 (第4項の共済証券にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されている場合は その日)の午後4時から始まり、末日の午後4時に終わります。
- 前項の規定にかかわらず、加入者が建物共済加入申込書に記載された共済責任期間の開始日以降に共済
- 掛金等を払い込んだ場合の共済責任期間は、払い込んだ日の午後4時から始まります。 3 共済責任期間が始まった後であっても、この組合は、共済掛金等の払込み前に発生した事故による損害 又はその事故の発生に伴い生じた費用に対しては、共済金(損害共済金、残存物取片付け費用共済金、地 震火災費用共済金、特別費用共済金、損害防止費用共済金、失火見舞費用共済金及び水道管凍結修理費用 共済金をいいます。以下同様とします。)を支払いません。
- 4 この組合は、共済関係が成立した場合は、加入者に共済証券を交付します。

#### 第2章 共済金を支払う場合

#### (損害共済金を支払う場合)

- 第3条 この組合は、この約款に従い、次に掲げる事故によって共済目的に生じた共済価額(事故が発生し た場所及び時における共済目的の価額をいいます。以下同様とします。)の減少(以下「損害」といいま す。損害には消防又は避難に必要な処置によって共済目的に生じた共済価額の減少を含みます。以下同様 とします。)に対して損害共済金を支払います。
- (2) 落雷
- (3) 破裂又は爆発(気体又は蒸気の急激な膨張を伴う破壊又はその現象をいいます。以下同様とします。)
- (4) 建物の外部からの物体(雨、雪、ひょう、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類するもの は除きます。) の落下、飛来、衝突、接触又は倒壊。ただし、自然災害(台風、旋風、突風、暴風雨、洪 は称さます。) グロド、水本、関火、な販スは阿線。 だんし、 日然火き (口風、燥風、火燥、 水、豪雨、なが雨、高潮等の風水害、陽害、雪崩北等の雪米、土砂崩れ、崖崩れ、崖崩れ、地滑り、地響、噴火及 び津波その他これらに類する自然現象をいいます。以下同様とします。) の事故による損害は除きます。
- (5) 建物内部での車両又はその積載物の衝突又は接触。ただし、自然災害の事故による損害は除きます。 (6) 給排水設備 (スプリンクラー設備及び装置を含みます。) に発生した事故及び加入者以外の者が占有
- する戸室で発生した事故に伴う漏水、放水又は出水による水ぬれ。ただし、自然災害の事故による損害は 除きます。
- (7) 盗難(強盗、窃盗又はこれらの未遂をいいます。以下同様とします。) によって共済目的に発生した
- (8) 騒乱及びこれに類似の集団行動に伴う暴力行為又は破壊行為

#### (残存物取片付け費用共済金を支払う場合)

第4条 この組合は、この約款に従い、前条(損害共済金を支払う場合)の損害を受けた共済目的の残存物 の取壊し費用、取片付け清掃費用及び搬出費用 (以下「残存物取片付け費用」といいます。) に対して、 残存物取片付け費用共済金を支払います。

## (地震火災費用共済金を支払う場合)

- 第5条 この組合は、この約款に従い、地震及び噴火並びにこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を直接又は間接の原因とする火災によって共済目的である建物又は家具類若しくは農機具が損害 (消防又は避難に必要な処置によって発生した損害は除きます。以下この条において同様とします。)を 受け、その損害の状況が次の各号にそれぞれ該当するときには、それによって臨時に生ずる費用に対し
- て、地震火災費用共済金を支払います。 (1) 共済目的が建物である場合には、当該建物が半焼以上となったとき (建物の主要構造部の火災による 損害の額が当該建物の共済価額の20%以上又は建物の焼失した部分の床面積が当該建物の延べ床面積の
- 20%以上となったときをいいます。) (2) 共済目的に家具類又は農機具が含まれる場合には、当該家具類若しくは農機具を収容する建物が半焼 以上又は建物に収容される全ての家具類若しくは農機具が全焼となったとき(家具類又は農機具の火災による損害の額が当該家具類又は農機具の共済価額の80%以上となったときをいいます。)

#### (特別費用共済金を支払う場合)

この組合は、この約款に従い、第3条(損害共済金を支払う場合)の損害を受けた場合に、それぞ れの事故によって共済目的の損害割合(共済価額に対する損害の額の割合をいいます。以下同様としま す。)が80%以上となったために特別に要する費用に対して、特別費用共済金を支払います。

#### (損害防止費用共済金を支払う場合)

- 第7条 この組合は、この約款に従い、共済目的について加入者が第36条 (損害防止義務) 第2項の規定 により第3条 (損害共済金を支払う場合) の損害の防止又は軽減のために必要な費用 (以下「損害防止軽 減費用」といいます。)を負担した場合において、次の各号に掲げる費用(その費用に係る物の損害につ いて、第3条(損害共済金を支払う場合)の損害として塡補される部分を除きます。)に対して、損害防 止費用共済金を支払います。
- (1) 消火活動のために費消した消火薬剤等(水を含みます。) の再取得費用
- (2) 消火活動に使用したことにより損傷した物 (消火活動に従事した者の着用物を含みます。) の修理費 用又は再取得費用
- (3) 消火活動のために緊急に投入された人員又は器材にかかわる費用 (人身事故に関する費用、損害賠償 に要する費用又は謝礼に属するものを除きます。)

#### (失火見舞費用共済金を支払う場合)

この組合は、この約款に従い、共済目的から発生した火災、破裂又は爆発によって第三者(他人が 所有する物を建物共済に付する加入者を含み、その物の所有者と生計を共にする同居の親族を除きます。 以下この条において同様とします。)が所有する物(その物が動産であるときは、その所有者によって現 に占有されている物で、その者の占有する構内にあるものに限ります。)について滅失、き損又は汚損が 発生した場合に、それによって生じる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用共済金を支払います。ただ し、次の各号の場合を除きます。

- (1) 共済目的から発生した火災、破裂又は爆発の場合であっても、共済目的の所有者以外の者が占有する 部分(区分所有建物の共有部分を含みます。)において第三者が所有又は占有する物から発生した火災、 破裂又は爆発である場合
- (2) 第三者が所有する物に発生した減失、き損又は汚損の場合であっても、煙損害又は臭気付着による損 害である場合

#### (水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)

第9条 この組合は、この対象に従い、共済目的である建物の専用水道管の凍結により生じた破損(第3条 6号による損害により共済金を支払う場合及びパッキングのみに生じた損害を除きます。)に伴い当該専 用水道管の復旧に要する費用(以下「水道管凍結修理費用」といいます。)に対して、水道管凍結修理費 用共済金を支払います。ただし、区分所有建物の専有部分を共済の対象とする場合は共用部分の専用水道 管について、区分所有建物の共用部分を共済の対象とする場合は専有部分の専用水道管について水道管凍 結修理費用共済金を支払いません。

#### 第3章 共済金の支払額

#### (損害共済金の支払額)

- 第10条 この組合が損害共済金を支払うべき損害の額は、共済価額によって定めます。
- この組合が支払う損害共済金の額は、次の表の額(表中の共済金額が共済価額を超えるときは、共済価 額に相当する金額とします。)とします。

区 分	損害共済金の額			
共済金額が共済価額の80%以上であるとき	損害の額(共済金額を限度とします。)			
共済金額が共済価額の80%未満であるとき	損害の額 × <u>共済金額</u> (共済金額を 共済価額×80% 限度とします。)			

- 3 加入者が故意又は重大な過失によって第36条(損害防止義務)第1項及び第2項の規定による義務を 怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いて得た額を損害の 額とみなします。
- 4 損害共済金の算出の基礎となる共済価額及び損害の額は損害が発生した場所及び時における価額による ものとしこの組合が決定します。

#### (残存物取片付け費用共済金の支払額)

- 第11条 この組合は、第3条(損害共済金を支払う場合)の損害共済金の10%に相当する額を限度とし て残存物取片付け費用の額を残存物取片付け費用共済金として支払います。
- 2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき残存物取片付け費用共済金と他の共 済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

#### (地震火災費用共済金の支払額)

- 第12条 この組合は、1回の事故につき、1建物ごとに共済金額(共済金額が共済価額を超えるときは、 共済価額に相当する金額とします。) の5%に相当する額を地震火災費用共済金として支払います。
- 7 2時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の事故と みなします。

#### (特別費用共済金の支払額)

- 第13条 この組合は、共済金額(共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額としま す。)の10%に相当する額を特別費用共済金として支払います。ただし、1回の共済事故につき、1建 物ごとに200万円を限度とします。
- 物ことに2007月で kickとします。 2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき特別費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

#### (損害防止費用共済金の支払額)

第14条 この組合は、損害防止費用共済金として、次の算式(共済金額が共済価額を超えるときは、共済 価額に相当する金額とします。)によって算出した額を支払います。ただし、損害防止軽減費用の額を限 度とします。

損害防止費用共済金の額 = 損害防止軽減費用の額 
$$\times$$
 共済金額 共済価額 $\times$  80%

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき損害防止費用共済金と他の共済金と の合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

#### (失火見舞費用共済金の支払額)

- 第15条 この組合は、失火見舞費用共済金として、第8条(失火見舞費用共済金を支払う場合)の損害が 第15条 この組合は、大火児舞覧用共済並として、事8条 (大火児舞覧用共済並を支払り場合) の損害が 発生した世帯又は法人(以下「被災世帯」といいます。)の数に1被災世帯あたりの支払額(50万円)を 乗じて得た額を支払います。ただし、1回の事故につき、共済金額(共済金額が共済価額を超えるとき は、共済価額とします。)の20%に相当する額を限度とします。 2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき失火見舞費用共済金と他の共済金と
- の合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

#### (水道管凍結修理費用共済金の支払額)

- 第16条 この組合は、水道管凍結修理費用の額を水道管凍結修理費用共済金として支払います。ただし、 1共済事故ごとに、10万円を限度とします。
- 2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき水道管凍結修理費用共済金と他の共 済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

#### (他の保険契約等がある場合の共済金の支払額)

- 第17条 共済目的について第3条(損害共済金を支払う場合)の損害又は第4条(残存物取片付け費用共 済金を支払う場合)から第9条(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)までの費用に対して保険金又 は共済金を支払うべき他の保険契約又は共済契約若しくは共済関係(以下「重複契約関係」といいま す。)がある場合であっても、第10条(損害共済金の支払額)から第16条(水道管凍結修理費用共済 金の支払額)までの規定により算出した共済金を支払います。
- 2 前項の規定により支払うこととなるこの共済関係による共済金と重複契約関係により既に支払われた保 険金又は共済金の額との合計額が、共済金の種類ごとに別表に掲げる支払限度額を超えるときは、前項の 規定にかかわらず、この組合の支払う共済金の額は、別表に掲げる支払限度額から重複契約関係により既 に支払われた保険金又は共済金の合計額を差し引いた額とします。ただし、重複契約関係がないものとし て算出した支払責任額を限度とします。
- 3 前2項の場合において、損害が2種類以上の共済事故によって発生したときは、同種の共済事故による 損害ごとにこれらの項の規定を適用します。

#### 第4章 共済金を支払わない場合

#### (共済金を支払わない損害)

- 第18条 この組合は、次に掲げる損害に対しては、共済金を支払いません。
- (1) 加入者又はその者の法定代理人(加入者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執 行するその他の機関。以下この条において同様とします。)の放意又は重大な過失によって発生した損害。ただし、第44条(他人の所有する物を建物共済に付した場合)の規定により、他人の所有する物を 建物共済に付したときは、加入者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害
- (2) 加入者と生計を共にする同居の親族の故意によって発生した損害(その親族が加入者に共済金を取得 させる目的がなかった場合を除きます。)
- (3) 加入者でない者が共済金の全部又は一部を受け取るべき場合においては、その者又はその者の法定代 理人の故意又は重大な過失によって発生した損害(他の者が受け取るべき金額については除きます。)。 ただし、第44条(他人の所有する物を建物共済に付した場合)の規定により、他人の所有する物を建物 共済に付したときは、その者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害
- (4) 第3条(損害共済金を支払う場合)の事故の際における共済目的の紛失又は盗難 (5)共済目的の性質又は欠陥によって発生した損害
- この組合は、次に掲げる事由 (次に掲げる事由によって発生した第3条 (損害共済金を支払う場合) の 事故が延焼又は拡大した場合及び発生原因のいかんを問わず同条の事故が次に掲げる事由によって延焼又は拡大した場合を含みます。)に対しては、共済金を支払いません。
- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動(群衆 又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大 な事態と認められる状態をいいます。)

- (2) 地震等。ただし、第5条(地震火災費用共済金を支払う場合)の地震火災費用共済金を支払う場合に ついては、この限りではありません。
- (3) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。) 若しくは核燃料物質によって汚染された物 (原子核分裂生成物を含みます。) の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故 (共済金を支払わない場合)
- 第19条 この組合は、次の場合には、共済金を支払いません。
- (1) 加入者が第35条(損害発生の場合の手続)第1項の通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失に よって不実の通知をした場合
- (2) 加入者が正当な理由がないのに第35条(損害発生の場合の手続)第2項の調査を妨害した場合
- (3) 加入者が第36条(損害防止義務)第3項の指示に従わなかった場合
- (4) 第24条 (重大事由による解除) 第1項により解除した場合 (5) 加入者が共済金の支払請求手続を行使することができる時から3年間行使しない場合
- (6) 第31条(告知・通知義務の承認の場合)の規定により共済掛金等が追加徴収になる場合において、 この組合の請求に対し加入者が支払を怠った場合

#### 第5章 告知義務·通知義務等

#### (告知義務)

第20条 加入者は、加入申込みの際、建物共済に係る共済関係が成立することにより塡補することとされ る損害の発生の可能性に関する重要事項のうち、組合が建物共済加入申込書等により告知を求めた告知事 項について、事実を告知しなければなりません。

#### (告知義務違反による解除)

- 第21条 建物共済加入申込書等の告知事項について加入者が故意若しくは重大な過失によって事実を告げ ず又は不実のことを告げた場合は、この組合は、この共済関係を解除することができます。
- 前項の規定は、次の場合には適用しません。
- (1) 前項の告げなかった事実又は告げた不実のことがなくなった場合
- (2) 共済関係の成立の当時、この組合がその事実若しくは不実のことを知っていた場合、又は過失によっ てこれを知らなかった場合
- (3) 加入者が第3条(損害共済金を支払う場合)の損害が発生する前に、告知事項について、書面をもっ
- て更正をこの組合に申し出て、この組合がこれを承認した場合 (4)この組合が解除の原因を知った時(正当な理由によって解除の通知ができない場合には、解除の通知 ができる時)から1カ月を経過した場合
- 3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は、第
- 27条 (共済関係の解除の効力) の規定にかかわらず、共済金を支払いません。もし、既に共済金を支払っ ていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。ただし、解除の原因となった 事実に基づかずに発生した損害については、この組合は共済金を支払います。 4 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行
- います。

#### (通知義務)

- 第22条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、加入者はその事実の発生がその責めに帰すべ き事由によるときはあらかじめ、その責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後遅 滞なく、その旨をこの組合に通知し、これにより共済関係の異動が生じるときは、その承認を受けなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、組合への通知は必要ありません。
- (1) 共済目的について他の保険者又は共済事業を行う者と第3条(損害共済金を支払う場合)又は第5条 (地震火災費用共済金を支払う場合) の事故を担保する共済契約又は保険契約を締結すること
- (2) 共済目的を譲渡すること
- (3) 共済目的を解体すること
- (4) 共済目的が第3条(損害共済金を支払う場合)、第5条(地震火災費用共済金を支払う場合)又は第9条(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)の事故以外の原因により破損したこと
- (5) 共済目的である建物を改築し、増築し、若しくはその構造を変更し、又 は引き続き15日以上にわ たって修繕すること
- (6) 共済目的である建物を引き続き30日以上にわたって空家又は無人とすること
- (7) 共済目的を他の場所に移転すること。ただし、第3条(損害共済金を支払う場合)又は第5条(地震 火災費用共済金を支払う場合)の事故を避けるために他に搬出した場合の5日間については、この限りで はありません。
- (8) 共済目的の用途を変更すること
- (9) 共済目的について危険が著しく増加すること
- (10) 前9号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと
- 加入者が前項の通知を怠った場合には、この組合は、その事実が発生した時又は加入者がその発生を 知った時からこの組合が通知を受けるまでの間に発生した損害 ただし、前項第3号、第5号、第6号、第8号又は第9号の事実が発生したときは、その事実の発生により増加した危険によって発生した損害に 限ります。)については、共済金を支払いません。ただし、前項第5号、第8号又は第9号の事実が発生 したときにおいて、変更後の共済掛金率等が変更前の共済掛金率等より高くならなかったときは、この限 りではありません。
- この組合は、第1項の事実が発生した場合(前項ただし書の規定に該当する場合は除きます。)には、
- その事実を承認したときを除き、共済関係を解除することができます。 この組合が第1項の通知を受けた後7日以内にその事実の不承認の通知又は共済関係の解除をしないと きは、その事実を承認したものとみなします。
- 5 第3項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行 います。

- 第23条 この組合は、前条(通知義務)第1項各号の事実の発生により危険増加(塡制することとされる 損害の発生の可能性が高くなり、建物火災共済に係る共済掛金の額が、当該損害の発生の可能性を計算の 基礎として算出される共済掛金の額に不足する状況をいいます。) が生じたときに、同項の通知がなかっ た場合は共済関係を解除することができます。ただし、同項ただし書の場合は除きます。
- 2 前項に基づくこの組合の解除権は、この組合が前項の解除の原因を知った日から1ヵ月経過したときに 消滅します。
- 3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は第27条 (共済関係の解除の効力) の規定にかかわらず、解除となる事実が発生した時から解除される時までに発生した損害については、共 済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、この組合はその共済金の返還を請求する ことができます。
- 4 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行

#### (重大事由による解除)

- 第24条 この組合は、次のいずれかに該当する場合には、共済関係を解除することができます。
- (1)加入者(共済目的の所有者を含みます。以下この条において同様とします。)が、この組合にこの共 済関係に基づく共済金を支払わせることを目的として損害を発生させ、又は発生させようとした場合
- (2) 加入者が、この共済関係に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとした場合 (3)前2号のほか、この組合の加入者に対する信頼を損ない、この共済関係の存続を困難とする重大な事
- 2 前項による解除が損害が発生した後に行われた場合において、この組合は第27条(共済関係の解除の効力)の規定にかかわらず、前項第1号から第3号までの事由が発生した時から解除された時までに発生 した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、そ の共済金の返還を請求することができます。
- 3 第1項による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。
- 第25条 この組合は、いつでも、共済目的のある土地又は建物若しくは工作物に立ち入り、共済目的について必要な事項を調査することができます。

#### (共済目的の調査拒否による解除)

第26条 加入者が相当な理由がないのに、前条(共済目的の調査)の調査を拒んだ場合には、この組合は、共済関係を解除することができます。

- 2 前項に基づくこの組合の解除権は、前項の拒否の事実のあった日から1カ月以内に行使しないときは消 滅します。
- 3 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行

#### (共済関係の解除の効力)

第27条 共済関係の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

#### 第6章 共済関係の失効等

- 第28条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、共済関係は、その事実が発生した時からその 効力を失います。
- (1) 共済目的が第3条(損害共済金を支払う場合)又は第5条(地震火災費用共済金を支払う場合)の事 放以外の原因によって減失したこと (2) 共済目的が第18条(共済金を支払わない損害)の事故によって減失したこと
- (3) 共済目的が解体されたこと
- 2 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合は、第43条(共済関係の承継)第1項 の規定により共済関係を承継したときを除き、その共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継が あった時からその効力を失います。

#### (超過共済による共済金額の減額)

- 第29条 建物共済の共済関係の成立時において、共済金額が共済価額を超え ていたことにつき加入者が 善意でかつ重大な過失がなかったときは、加入者 は、その超過部分について、当該共済関係を取り消す ことができます。
- 2 建物共済に係る共済責任期間の開始後に共済価額が著しく減少したときは加入者は、組合に対し、将来 に向かって、共済金額の減額を請求することができます。

#### 第7章 共済掛金等の追加返還等

#### (危険の減少の場合)

- 第30条 共済関係の成立後に、当該共済関係により塡補することとされる損害の発生の可能性が著しく減 ハロス・ ハロ図 RSV RA、上版下、コ RATE IT 同時により準備することとされる損害の第生の可能性が着しく減少した場合は、加入者は、組合に対し、特米に向かって、共活掛金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができます。
- 2 前項の規定により、共済掛金の減額を行う場合には、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日 割りをもって計算した金額を返還します。

#### (告知・通知義務の承認又は共済関係承継の承諾の場合)

第31条 第20条 (告知義務)、第22条 (通知義務) 第1項又は第43条 (共済関係の承継) 第1項の 承認又は承諾をする場合には、この組合は、次の表に定めるところに従い、追加共済掛金等の支払請求又 は共済掛金の減額をすることができます。

承認又は承諾する場合	追 加 額	払戻額
1 加入者が第3条(損害共済金を支払 う場合)の事故による損害が発生する 前に建物共済加入申込書の記載事項に ついて更正の申出をし、組合がこれを	共済金額に記載事項の更正後 に適用される共済掛金率及び事 務費賦課金率を乗じて得た共済 掛金等の額から既に領収した共	既に領収した共済掛金から共済金額に記載事項の更 正後に適用される共済掛金 率を乗じて得た共済掛金の
承認する場合	済掛金等を差し引いた残額	額を差し引いた残額
2 加入者が共済責任の開始後、建物の 用途・構造を変更し又は改築若しくは 増築等について共済目的の異動を通知 し、又は共済目的の譲受人及び相続人 その他の包括承継んが共済関係の承継 の承諾申請をし、農業共済団体がこれ を承認し、又は承諾する場合	承認又は承諾した日以後の未 経過共済責任期間日数に対し て、変更後の共済掛金等の額か ら変更前の共済掛金等の額を差 し引いた残額	承認又は承諾した日以後 の未経過共済責任期間日数 に対して、変更前の共済掛 金の額から変更後の共済掛 金の額を差し引いた残額

#### (共済掛金の返還-解除の場合)

- 第32条 第21条 (告知義務違反による解除) 第1項、第24条 (重大事由による解除) 第1項又は第3 5条(損害発生の場合の手続)第4項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、共済掛金等 は返還しません
- 2 第22条 (通知義務) 第3項、第23条 (危険増加による解除) 第1項又は第26条 (共済目的の調査 拒否による解除) 第1項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、払込みを受けた共済掛金 から既経過期間に対して次の表により計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。

返還する場合	返還 額
1 建物の用途・構造を変更し又は改築若しくは増 築その他危険が著しく増加したこと等による解 除、共済目的の調査拒否による解除その他その原 因が加入者の責に帰すべき事由による解除の場合	共済掛金から共済掛金に既経過月数に応じた下記 の係数を乗じて得た額を差し引いた残額。
2 建物の用途・構造を変更し又は改築若しくは増築その他危険が著しく増加したこと等による解除の場合で、解除の限因となった事実の発生が加入者の責めに帰すべき事由によらないとき	共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割 合を乗じて得た額
3 1及び2による解除以外の事由による解除の場合であって、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないとき	共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割 合を乗じて得た額

1 の成形型円 奴に心 した家	奴		
既経過共済責任期間 (月)	係 数 (%)	既経過共済責任期間 (月)	係 数 (%)
1	20.0	7	75.0
2	30.0	8	80.0
3	40.0	9	85.0
4	50.0	10	90.0
5	60.0	11	95.0
6	70.0		

- (注) 既経過期間の月数は、共済責任の開始の日から起算して翌月の応当日までを1月と計算し、30日未満 の端数があるときは、これを切り上げて1月とする。
- 3 第22条 (通知義務) 第3項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合において、解除の事実 の発生が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、前項の規定にかかわらず、共済掛金のうち未経 過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。
- 第22条 (通知義務) 第3項、第23条 (危険増加による解除) 第1項及び第26条 (共済目的の調査 拒否による解除)第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者 の責めに帰すべき事由によるときは、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対して第2項の表により 計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。
- 5 第22条 (通知義務) 第3項、第23条 (危険増加による解除) 第1項及び第26条 (共済目的の調査 拒否による解除) 第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者 の責めに帰すべき事由によらないときは、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金 額を返還します。

#### (共済掛金の返還―失効の場合)

第33条 第28条(共済関係の失効)の規定により共済関係が失効した場合において、その失効の原因が 加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りを もって計算した金額を返還します。

#### (共済掛金の返還―超過による共済金額の減額の場合)

- 第34条 この組合は、第29条(超過共済による共済金額の減額)第1項により共済関係が取り消された 場合は、共済関係の成立の時に遡って、取り消された部分に対応する共済掛金を返還します。
- この組合は、第29条(超過共済による共済金額の減額)第2項により、共済金額の減額を行う場合 は、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

#### 第8章 損害の発生

#### (損害発生の場合の手続)

- 第35条 加入者は、共済目的について共済金の支払を受けるべき損害があると認めた場合は、遅滞なく、 その旨をこの組合に通知しなければなりません。 2 共済目的について第3条(損害共済金を支払う場合)又は第5条(地震火災費用共済金を支払う場合)
- の損害が発生した場合は、この組合は、その共済目的について必要な事項を調査することができます。
- 3 加入者は、この組合が第1項の損害に関して要求した書類を作成し、損害の発生を通知した日から30 日以内にこの組合に提出しなければなりません。
- 4 加入者が第1項の通知を怠り、故意若しくは重大な過失によって不実の通知をし、正当な理由がないの に第2項の調査を妨害し、第3項の書類に放意に不実の記載をし、又はその書類を偽造若しくは変造した 場合は、この組合は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもってこの共済関係を解除す

#### (損害防止義務)

- 第36条 加入者は、共済目的について通常すべき管理その他の損害防止を怠ってはなりません。
- 2 加入者は、第3条(損害共済金を支払う場合)の事故若しくは第5条(地震火災費用共済金を支払う場 合) の事故及び第9条 (水道管凍結修理費用共済金を支払う場合) の事故が発生した場合又はその原因が 発生した場合は、損害の防止又は軽減に努めなければなりません。
- 3 この組合は、加入者に第2項の損害の防止又は軽減のため、特に必要な処置をすべきことを指示するこ とができます。この場合は、当該指示による必要な処置によって、加入者が負担した費用はこの組合が負 担します。

- 第37条 この組合は、共済目的の全部が減失した場合において、加入者がその共済目的について有する権 利を取得しません。ただし、この組合がこれを取得する旨の意思表示をして共済金を支払った場合は、こ の限りではありません。
- 2 加入者は、この組合が要求した場合は、前項の規定によりこの組合が取得した権利の保全及び行使のた めに必要な証拠書類の提供その他の行為をしなければなりません。この場合は、当該要求による必要な行 為のために加入者が負担した費用はこの組合が負担します。

#### (評価人及び審判人)

- 第38条 共済価額又は損害の額について、この組合と加入者又は共済金を受け取るべき者との間に争いが 生じた場合は、その争いは他の問題と分離して、これを当事者双方が書面をもって遺定した各1名ずつの 評価人の判断に任せるものとし、評価人の間で意見が一致しないときは、評価人双方が選定した1名の審 判人の裁定に任せなければなりません。
- 2 前項の判断又は裁定に要する費用及び評価人又は審判人に対する報酬は、当事者双方がこれを負担する ものとし、その負担の割合は前項の判断又は裁定において定めます。

#### (第三者に対する権利の取得)

- 第39条 第3条 (損害共済金を支払う場合) の損害が第三者の行為によって発生した場合において、この 組合が共済金を支払ったときは、この組合は、加入者がその損害につき第三者に対して有する権利(以下 この条において「加入者債権」といいます。) について、次の各号の額を限度に組合が加入者に代わり取 得するものとします。
- (1) 組合が損害の額の全額を共済金として支払った場合は、加入者債権の全額
- (2) 前号以外の場合は、加入者債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額 2 前項第2号の場合において、組合が加入者に代わり取得せずに加入者が引き続き有する債権は、組合が 加入者に代わり取得する当該債権よりも優先して弁済されるものとします。
- 3 第37条 (残存物) 第2項の規定は、第1項の規定により代位権を取得した場合において準用します。 (共済金の支払時期)
- 第40条 この組合は、加入者が第35条(損害発生の場合の手続)の手続をし、組合が要求した共済金の 請求に必要な書類が到達した日の翌日から30日以内に、次の事項の確認をした上で、共済金を支払います。

確認事項	詳細
① 共済金の支払事由発生の有無の確認が必 要な場合	事故の原因、事故発生の状況、損害又は傷害発生の有無及 び加入者、共済目的の所有者又は被害者に該当する事実
② 共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	約款に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実 の有無
③ 共済金を算出するための事実の確認が必要な場合	損害の額、傷害の程度、事故と損害又は傷害との関係、治 療の経過及び内容
④ 共済関係の効力の有無の確認が必要な場合	約款に規定する解除又は取消しの事由に該当する事実の有 無
⑤ ①から④までのほか、組合が支払うべき 共済金の額を確定させるための事実の 確認が必要な場合	重複契約関係の有無及び内容、損害について加入者が有す る損害賠償請求権その他の債権及び既に取得したものの有 無及び内容等

- (注) 傷害等に係る規定については、臨時費用担保特約付帯の契約に限る。
- 2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が必要な場合には、前項の規定にかかわらず、 この組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日から次に掲げる日数(照会又は調査の 内容が複数ある場合は、そのうちの最長の日数とします。)が経過する日までに、共済金を支払います。

特別な照会又は調査の内容	日数
第1項の表中①から⑤までの事項を確認するための弁護士法(昭和24年法律第205号)その他の法令に基づく照会	180日
第1項の表中①から④までの事項を確認するための警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
第1項の表中①から④までの事項を確認するための医療機関、検査機関その他の専門機関による 診断、鑑定等の結果の照会	90日
第1項の表中③の事項のうち、後遺障害の内容及びその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
災害救助法(昭和 $2$ 2 年法律第 $1$ $1$ $8$ 号)が適用された被災地域における第 $1$ 項の表中①から⑤ までの事項の確認のための調査	60 ⊞
災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震又はこれと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における第1項の表中①から⑤までの事項の確認のための調査(地震火災費用共済金についての調査に限ります。)	365∃

(注) 傷害等に係る規定については、臨時費用担保特約付帯の契約に限る。

#### (共済全支払後の共済関係)

- 第41条 第3条 (損害共済金を支払う場合) の事故による共済目的の損害制合が80%以上となったとき は、共済関係は、その損害の発生したときに消滅します
- 2 前項の場合を除き、この組合が共済金を支払った場合においても、この共済関係の共済金額は、減額す ることはありません。
- 3 各々別に共済金額を定めた共済目的が2以上ある場合には、それぞれについて、前2項の規定を適用し **すす**。

#### 第9章 その他

#### (共済関係の継続)

- 第42条 共済責任期間の満了に際し、共済責任期間の更新をしようとする場合において、建物共済加入申 込書に記載した事項に変更があったときは、加入者は書面をもってこれをこの組合に告げなければなりません。この場合の告知については第20条(告知義務)の規定を適用します。
- 前項の規定により共済関係を継続した場合には、新たに共済証券を交付します。

#### 

- 第43条 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合においては、譲受人又は相続人そ の他の包括承継人が、この組合の承認を受けて、共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の被包括承継
- 人の有する権利義務を承継することができます。 2 前項の規定による承諾を受けようとする譲受人又は相続人その他の包括承継人は、その譲受又は相続そ の他の包括承継の日から14日以内に書面をもって、この組合に承諾の申請をしなければなりません。
- 3 第1項の規定による権利義務の承継は、その承諾の時(共済目的の譲受けの前に承諾があった場合は、 譲受けの時)からその効力を生じます。

#### (他人の所有する物を建物共済に付した場合)

- 第44条 他人が所有する物を管理する者は、その支払うことがあるべき損害賠償のためにその物を建物共済に付すことができます。
- 2 前項の場合、共済目的の所有者は、自己の所有する共済目的の損害については、加入者に優先して直接
- この組合に共済金の支払を請求することができます。 3 加入者は、前項の損害に対して共済目的の所有者に損害賠償を行った額又は共済目的の所有者が承諾し た額を限度に、この組合に対して共済金の支払を請求することができます。
- 4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、この組合は、共済目的のうち加入者が所有する共済目的の損害 については、加入者に共済金を支払います。

第45条 この約款に規定のない事項については、農業保険法(平成22年法律第185号)、同法施行令 (平成29年政令第263号),同法施行規則(平成29年農林水産省令第63号),任意共済損害認定 準則(平成30年3月28日農林水産省告示第659号)並びにこの組合の定款及び事業規程によりま

#### (約款の変更を行う場合の対応)

第46条 この組合は、この約款を変更するときは、変更する旨及び変更点並びにその効力の発生時期を農 業共済団体の事務所に備え置き一般の閲覧に供するか、インターネットのホームページへ公表するほか、 広報誌等に掲載することにより、加入者及び加入資格者に対し周知するものとします。

別表 第17条第2項の共済金の種類別の支払限度額

	共済金の種類	支 払 限 度 額
1	第3条 (損害共済金を支払う場合) の損害共済金	損害の額(他の重複契約関係に損害の額を算出する基準がこ の共済関係と異なるものがあるときは、それぞれの基準によ り算出した損害の額のうち最も高い損害の額)
2	第4条 (残存物取片付け費用共済金 を支払う場合) の残存物取片付け費 用共済金	残存物取片付け費用の額
3	第5条(地震火災費用共済金を支払 う場合)の地震火災費用共済金	1回の事故につき、1建物ごとに共済価額に5%(他の重複 契約関係に、支払割合が5%を超えるものがあるときは、こ れらの支払割合のうち最も高い割合)を乗じて得た額
4	第6条(特別費用共済金を支払う場合)の特別費用共済金	1回の事故につき、1建物ごとに200万円(他の重複契約関係に、限度額が200万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)
5	第7条(損害防止費用共済金を支払 う場合)の損害防止費用共済金	損害防止軽減費用の額
6	第8条(失火見舞費用共済金を支払 う場合)の失火見舞費用共済金	1回の事故につき50万円(他の重複契約関係に、1 被災世帯 当たりの支払額が50万円を超えるものがあるときは、その支 払額のうち最も高い額)に被災世帯の数を乗じて得た額
7	第9条(水道管凍結修理費用共済金 を支払う場合)の水道管凍結修理費 用共済金	水道管凍結修理費用の額



## **PNOSAL** 建物総合共済約款

#### 第1章 共済目的の範囲及び共済責任期間

#### (共済目的の範囲)

- 第1条 共済目的は、加入者の所有又は管理する建物 (建物の基礎工事部分、畳、建具その他の従物及び電 気・ガス・水道・暖房・冷房設備その他これらに準ずる建物の附属設備を含みます。)とします。
- 2 次に掲げる物は、建物共済加入申込書に共済目的とする旨を記載していな いときは、共済目的には含 まれません。
- (1)建物に附属する門、垣、塀その他の工作物
- (2) 建物に収容されている家具類又は農機具で加入者が所有又は管理する物
- 3 前項の規定により、家具類又は農機具を共済目的とした場合において、加入者(この組合との間に建物 共済の共済関係の存する者をいいます。以下同様とします。)と同じ世帯に属する親族が所有又は管理す る家具類又は農機具は、建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載していないときは、共済目 的に含まれます。
- 4 次に掲げる物は、前3項の規定にかかわらず、共済目的に含まれません。
- (1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に規定する自動車(農機具を除きます。)
- (2) 通貨、有価証券、預貯金証書(預金証書文は貯金証書をいた)、通帳及び現金自動預け払い・支払機用カードを含みます。)、印紙、切手、乗車券、その他これらに準ずる物
- (3) 貴金属、宝玉及び宝石、書画、骨とう品、彫刻物その他美術品で1個又は1組の価額が30万円を超 える物
- (4)稿本、設計書、図案、ひな型、い型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- (5)動物、植物等の生物
- (6) 営業用什器備品、商品、製品、半製品、原材料、工作機械その他これらに準ずる物(農機具は除きます。)
- (7) テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータその他こ れらに類するもの
- (8) 船舶(ヨット、モーターボート及びボートを含みます。)及び航空機
- (9) 建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載している物

- 第2条 共済責任期間は、1年(建物共済加入申込書において共済責任期間を1年未満としている場合はそ 32 架 犬のは真に均同は、1 年 (建物火の加入中2番)にあり、火の真にお明す。1 年不确とししている場合は大きが最後をします。) を払い込んだ日 (第4項の共済証券にこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されている場合は
- をの日)の午後4時から始まり、末日の午後4時に終わります。 2 前項の規定にかかわらず、加入者が建物共済加入申込書に記載された共済責任期間の開始日以降に共済 掛金等を払い込んだ場合の共済責任期間は、払い込んだ日の午後4時から始まります
- 3 共済責任期間が始まった後であっても、この組合は、共済掛金等の払込み前に発生した事故による損害 又はその事故の発生に伴い生じた費用に対しては、共済金(損害共済金、残存物取片付け費用共済金、特 別費用共済金、損害防止費用共済金、失火見舞費用共済金及び水道管凍結修理費用共済金をいいます。以
- 下同様とします。)を支払いません。 4 この組合は、共済関係が成立した場合は、加入者に共済証券を交付します。

#### 第2章 共済金を支払う場合

#### (損害共済金を支払う場合)

- この組合は、この約款に従い、次に掲げる事故によって共済目的に生じた共済価額(事故が発生し た場所及び時における共済目的の価額をいいます。以下同様とします。) の減少(以下「損害」といいま す。損害には消防又は避難に必要な処置によって共済目的に生じた共済価額の減少を含みます。以下同様 とします。)に対して損害共済金を支払います。
- (1) 火災 (2) 落雷
- (3) 破裂又は爆発(気体又は蒸気の急激な膨張を伴う破壊又はその現象をいいます。以下同様とします。
- (4) 建物の外部からの物体(雨、雪、ひょう、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類するものは除きます。)の落下、飛来、衝突、接触又は倒壊。ただし、次項の事故による損害は除きます。
- (5) 建物内部での車両又はその積載物の衝突又は接触。ただし、次項の事故による損害は除きます
- (6) 給排水設備 (スプリンクラー設備及び装置を含みます。) に発生した事故及び加入者以外の者が占有 する戸室で発生した事故に伴う漏水、放水又は出水による水ぬれ。ただし、第2項の事故による損害は除
- (7) 盗難(強盗、窃盗又はこれらの未遂をいいます。以下同様とします。) によって共済目的に発生した き損又は汚損
- (8) 騒乱及びこれに類似の集団行動に伴う暴力行為又は破壊行為
- 2 この組合は、この約款に従い、自然災害(台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、なが雨、高潮等の風水害、降雪、雪崩れ等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、地震、噴火及び津波その他これらに類する自然現象をいいます。以下同様とします。)によって共済目的に生じた共済価額の減少(防災又は避難に 必要な処置によって共済目的に生じた共済価額の減少を含みます。以下同様とします。)に対して、損害 共済金を支払います。
- 3 前項の地震及び噴火並びにこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)による損害には、次のも のを含みます。
- (1) 地震等によって生じた火災、破裂又は爆発による損害 (2) 地震等によって生じた火災、破裂又は爆発が延焼又は拡大して発生した損害
- (3) 火災、破裂又は爆発が地震等によって延焼又は拡大して発生した損害

#### (残存物取片付け費用共済金を支払う場合)

第4条 この組合は、この約款に従い、前条(損害共済金を支払う場合)の損害(地震等による損害を除き ます。)を受けた共済目的の残存物の取壊し費用、取片付け清掃費用及び搬出費用(以下「残存物取片付 け費用」といいます。) に対して、残存物取片付け費用共済金を支払います。

#### (特別費用共済金を支払う場合)

第5条 この組合は、この約款に従い、第3条(損害共済金を支払う場合)の損害(地震等による損害を除 きます。) を受けた場合に、それぞれの事故によって共済目的の損害割合(共済価額に対する損害の額の 割合をいいます。以下同様とします。) が80%以上となったために特別に要する費用に対して、特別費 用共済金を支払います。

#### (損害防止費用共済金を支払う場合)

- 第6条 この組合は、この約款に従い、共済目的について加入者が第34条(損害防止義務)第2項の規定 により第3条(損害共済金を支払う場合)の損害の防止又は軽減のために必要な費用(以下「損害防止軽 減費用」といいます。)を負担した場合において、次の各号に掲げる費用(その費用に係る物の損害について、第3条(損害共済金を支払う場合)の損害として塡補される部分を除きます。) に対して、損害防 止費用共済金を支払います。
- (1) 消火活動のために費消した消火薬剤等(水を含みます。)の再取得費用
- (2) 消火活動に使用したことにより損傷した物 (消火活動に従事した者の着用物を含みます。) の修理費 用又は再取得費用
- (3) 消火活動のために緊急に投入された人員又は器材にかかわる費用(人身事故に関する費用、損害賠償 に要する費用又は謝礼に属するものを除きます。)

#### (失火見舞費用共済金を支払う場合)

- 第7条 この組合は、この約款に従い、共済目的から発生した火災、破裂又は爆発によって第三者(他人が 所有する物を建物共済に付する加入者を含み、その物の所有者と生計を共にする同居の親族を除きます。 以下この条において同様とします。) が所有する物 (その物が動産であるときは、その所有者によって現 に占有されている物で、その者の占有する構内にあるものに限ります。) について滅失、き損又は汚損が 発生した場合に、それによって生じる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用共済金を支払います。ただ し、次の各号の場合を除きます。
- (1) 共済目的から発生した火災、破裂又は爆発の場合であっても、共済目的の所有者以外の者が占有する部分(区分所有建物の共有部分を含みます。)において第三者が所有又は占有する物から発生した火災、 破裂又は爆発である場合
- (2) 第三者が所有する物に発生した滅失、き損又は汚損の場合であっても、煙損害又は臭気付着による損 害である場合

#### (水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)

第8条 この組合は、この約款に従い、共済目的である建物の専用水道管の凍結により生じた破損(第3条 6号による損害により共済金を支払う場合及びパッキングのみに生じた損害を除きます。) に伴い当該専 用水道管の復旧に要する費用(以下「水道管凍結修理費用」といいます。)に対して、水道管凍結修理費 用共済金を支払います。ただし、区分所有建物の専有部分を共済の対象とする場合は共用部分の専用水道 管について、区分所有建物の共用部分を共済の対象とする場合は専有部分の専用水道管について水道管凍

## 第3章 共済金の支払額

#### (損害共済金の支払額)

第9条 この組合が損害共済金を支払うべき損害の額は、共済価額によって定めます。

- 2 この組合が支払う損害共済金の額は、次の表の額(表中の共済金額が共済価額を超えるときは、共済価 額に相当する金額とします。)とします。 (1) 第3条(損害共済金を支払う場合)第1項の損害が発生した場合

区分	損害共済金の額		
共済金額が共済価額の80%以上であるとき	損害の額(共済金額を限度とします。)		
共済金額が共済価額の80%未満であるとき	損害の額 × <u>共済金額</u> (共済金額を 共済価額×80% 限度とします。)		

(2) 第3条(損害共済金を支払う場合) 第2項の自然災害から地震等による災害を除いた災害によって損 害が発生した場合

L. 79-1-17	
区分	損害共済金の額
損害の額が共済価額の80%以上であるとき	損害の額 × <u>共済金額</u> 共済価額
損害の額が共済価額の80%未満であるとき	共済価額の5%に相当   損害の額 - する額又は10,000円の   いずれか低い額 共済価額

(3) 第3条(損害共済金を支払う場合)第2項の地震等によって損害が発生した場合

損害の額は、建物に係る損害(建物の損害割合が5%以上となった場合に限ります。)の額と家具類 及び農機具に係る損害(家具類及び農機具の損害割合が70%以上となった場合又は家具類及び農機具を 収容する建物の損害割合が70%以上となった場合に限ります。)の額の合計額とします。

- 3 加入者が故意又は重大な過失によって第34条(損害防止義務)第1項及び第2項の規定による義務を 怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引いて得た額を損害の 額とみなします。
- 損害共済金の算出の基礎となる共済価額及び損害の額は損害が発生した場所及び時における価額による ものとしこの組合が決定します。 (残存物取片付け費用共済金の支払額)

- 第10条 この組合は、第3条(損害共済金を支払う場合)の損害共済金の10%に相当する額を限度とし て残存物取片付け費用の額を残存物取片付け費用共済金として支払います。 2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき残存物取片付け費用共済金と他の共
- 済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

(特別費用共済金の支払額)

- 第11条 この組合は、共済金額(共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額としま す。)の10%に相当する額を特別費用共済金として支払います。ただし、1回の共済事故につき、1建 物ごとに200万円を限度とします。 2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき特別費
- 用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

#### (損害防止費用共済金の支払額)

第12条 この組合は、損害防止費用共済金として、次の算式(共済金額が共済価額を超えるときは、共済 価額に相当する金額とします。)によって算出した額を支払います。ただし、損害防止軽減費用の額を限 度とします。

損害防止費用共済金の額 = 損害防止軽減費用の額  $\times$  共済価額 $\times$  共済価額 $\times$  80%

2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき損害防止費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

#### (失火見舞費用共済金の支払額)

- ※13条 この組合は、失火見舞費用共済金として、第7条(失火見舞費用共済金を支払う場合)の損害が発生した世帯又は法人(以下「被災世帯」といいます。)の数に1被災世帯あたりの支払額(50万円)を 乗じて得た額を支払います。ただし、1回の事故につき、共済金額(共済金額が共済価額を超えるとき は、共済価額とします。)の20%に相当する額を限度とします。 2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき失火見舞費用共済金と他の共済金と
- の合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

#### (水道管凍結修理費用共済全の支払額)

- 第14条 この組合は、水道管凍結修理費用の額を水道管凍結修理費用共済金として支払います。ただし、 1回の事故につき、10万円を限度とします。
- 2 前項の場合において、この組合は、前項の規定によって支払うべき水道管凍結修理費用共済金と他の共 済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

#### (他の保険契約等がある場合の共済金の支払額)

- 第15条 共済目的について第3条(損害共済金を支払う場合)の損害又は第4条(残存物取片付け費用共済金を支払う場合)から第8条(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)までの費用に対して保険金又 は共済金を支払うべき他の保険契約又は共済契約若しくは共済関係(以下「重複契約関係」といいま す。) がある場合であっても、第9条(損害共済金の支払額)から第14条(水道管凍結修理費用共済金 の支払額)までの規定により算出した共済金を支払います。
- 2 前項の規定により支払うこととなるこの共済関係による共済金と重複契約関係により既に支払われた保 険金又は共済金の額との合計額が、共済金の種類ごとに別表に掲げる支払限度額を超えるときは、前項の 規定にかかわらず、この組合の支払う共済金の額は、当該支払限度額から重複契約関係により既に支払わ れた保険金又は共済金の合計額を差し引いた額とします。ただし、重複契約関係がないものとして算出し た支払責任額を限度とします。
- 3 前2項の場合において、損害が2種類以上の共済事故によって発生したときは、同種の共済事故による 損害ごとにこれらの項の規定を適用します。

#### 第4章 共済金を支払わない場合

#### (共済金を支払わない損害)

- 第16条 この組合は、次に掲げる損害に対しては、共済金を支払いません。
- (1) 加入者又はその者の法定代理人 (加入者が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執 行するその他の機関。以下この条において同様とします。)の放意又は重大な過失によって発生した損害。ただし、第42条(他人の所有する物を建物共済に付した場合)の規定により、他人の所有する物を 建物共済に付したときは、加入者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害。
- (2) 加入者と生計を共にする同居の親族の故意によって発生した損害(その親族が加入者に共済金を取得 させる目的がなかった場合を除きます。)
- (3) 加入者でない者が共済金の全部又は一部を受け取るべき場合においては、その者又はその者の法定代 理人の故意又は重大な過失によって発生した損害(他の者が受け取るべき金額については除きます。)。 ただし、第42条(他人の所有する物を建物共済に付した場合)の規定により、他人の所有する物を建物 共済に付したときは、その者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害。
- (4) 第3条 (損害共済金を支払う場合)の事故の際における共済目的の紛失又は盗難 (5) 共済目的の性質又は欠陥によって発生した損害
- この組合は、次に掲げる事由(次に掲げる事由によって発生した第3条
- (損害共済金を支払う場合)の事故が延焼又は拡大した場合及び発生原因のいかんを問わず同条の事故が次に掲げる事由によって延焼又は拡大した場合を含みます。)に対しては、共済金を支払いません。
  (1)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動(群衆
- 又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- (2) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。) 若しくは核燃料物質によって汚染された物 (原子核分裂生成物を含みます。) の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故 (共済金を支払わない場合)
- 第17条 この組合は、次の場合には、共済金を支払いません。
- (1) 加入者が第33条 (損害発生の場合の手続) 第1項の通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失に よって不実の通知をした場合
- (2) 加入者が正当な理由がないのに第33条 (損害発生の場合の手続)第2項の調査を妨害した場合
- (3) 加入者が第34条(損害防止義務)第3項の指示に従わなかった場合
- (4) 第22条 (重大事由による解除) 第1項により解除した場合
- (5) 加入者が共済金の支払請求手続を行使することができる時から3年間行使しない場合
- (6) 第29条(告知・通知義務の承認の場合)の規定により共済掛金等が追加徴収になる場合において、この組合の請求に対し加入者が支払を怠った場合

#### 第5章 告知義務·通知義務等

第18条 加入者は、加入申込みの際、建物共済に係る共済関係が成立することにより塡補することとされ る損害の発生の可能性に関する重要事項のうち、組合が建物共済加入申込書等により告知を求めた告知事 項について、事実を告知しなければなりません。

#### (告知義務違反による解除)

- 第19条 建物共済加入申込書等の告知事項について加入者が放音差しくは重大な過失によって事事を告げ ず又は不実のことを告げた場合は、この組合は、この共済関係を解除することができます。
- 2 前項の規定は、次の場合には適用しません。
- (1) 前項の告げなかった事実又は告げた不実のことがなくなった場合
- (2) 共済関係の成立の当時、この組合がその事実若しくは不実のことを知っていた場合、又は過失によっ てこれを知らなかった場合
- (3) 加入者が第3条(指害共済金を支払う場合)の指害が発生する前に、告知事項について、書面をもっ て更正をこの組合に申し出て、この組合がこれを承認した場合

- (4) この組合が解除の原因を知った時(正当な理由によって解除の通知ができない場合には、解除の通知 ができる時)から1カ月を経過した場合
- 3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は、第25条(共済関係の解除の効 力) の規定にかかわらず、共済金を支払いません。もし、既に共済金を支払っていたときは、この組合 は、その共済金の返還を請求することができます。ただし、解除の原因となった事実に基づかずに発生した損害については、この組合は共済金を支払います。
- 4 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行 います

#### (通知義務)

- 第20条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、加入者はその事実の発生がその責めに帰すべ き事由によるときはあらかじめ、その責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後遅 滞なく、その旨をこの組合に通知し、これにより共済関係の異動が生じるときは、その承認を受けなけれ ばなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、組合への通知は必要ありません。
- (1) 共済目的について他の保険者又は共済事業を行う者と第3条(損害共済金を支払う場合)の事故を担 保する共済契約又は保険契約を締結すること
- (2) 共済目的を譲渡すること
- (3) 共済目的を解体すること
- (4) 共済目的が第3条(損害共済金を支払う場合)又は第8条(水道管凍結修理費用共済金を支払う場 合)の事故以外の原因により破損したこと
- (5) 共済目的である建物を改築し、増築し、若しくはその構造を変更し、又は引き続き15日以上にわ たって修繕すること
- (6) 共済目的である建物を引き続き30日以上にわたって空家又は無人とすること
- (7) 共済目的を他の場所に移転すること。ただし、第3条(損害共済金を支払う場合)の事故を避けるた めに他に搬出した場合の5日間については、この限りではありません。
- (8) 共済目的の用途を変更すること
- (9) 共済目的について危険が著しく増加すること
- (10) 前9号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと
- 2 加入者が前項の通知を怠った場合には、この組合は、その事実が発生した時又は加入者がその発生を 知った時からこの組合が通知を受けるまでの間に発生した損害 ただし、前項第3号、第5号、第6号、第8号又は第9号の事実が発生したときは、その事実の発生により増加した危険によって発生した損害に 限ります。)については、共済金を支払いません。ただし、前項第5号、第8号又は第9号の事実が発生 したときにおいて、変更後の共済掛金率等が変更前の共済掛金率等より高くならなかったときは、この限 りではありません。
- この組合は、第1項の事実が発生した場合(前項ただし書の規定に該当する場合は除きます。)には、 3 その事実を承認したときを除き、共済関係を解除することができます。
- この組合が第1項の通知を受けた後7日以内にその事実の不承認の通知又は共済関係の解除をしないと きは、その事実を承認したものとみなします。
- 5 第3項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行

#### (危険増加による解除)

- 第21条 この組合は、前条 (通知義務) 第1項各号の事実の発生により危険増加 (塡補することとされる 損害の発生の可能性が高くなり、建物総合共済に係る共済掛金の額が、当該損害の発生の可能性を計算の 基礎として算出される共済掛金の額に不足する状況をいいます。) が生じたときに、同項の通知がなかっ た場合は共済関係を解除することができます。ただし、同項ただし書の場合は除きます。
- 2 前項に基づくこの組合の解除権は、この組合が前項の解除の原因を知った日から1カ月経過したときに 消滅します。
- 3 第1項の解除が損害発生の後に行われた場合において、この組合は第25条(共済関係の解除の効力) の規定にかかわらず、解除となる事実が発生した時から解除される時までに発生した損害については、共 済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、この組合はその共済金の返還を請求する ことができます。
- 4 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行 います。

#### (重大事由による解除)

- 第22条 この組合は、次のいずれかに該当する場合には、共済関係を解除することができます。 (1) 加入者(共済目的の所有者を含みます。以下この条において同様とします。) が、この組合にこの共 済関係に基づく共済金を支払わせることを目的と して損害を発生させ、又は発生させようとした場合
- (2) 加入者が、この共済関係に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとした場合 (3) 前2号のほか、この組合の加入者に対する信頼を損ない、この共済関係の存続を困難とする重大な事
- 2 前項による解除が損害が発生した後に行われた場合において、この組合は第25条(共済関係の解除の 効力)の規定にかかわらず、前項第1号から第3号までの事由が発生した時から解除された時までに発生 した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、そ の共済金の返還を請求することができます。
- 3 第1項による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。
- 第23条 この組合は、いつでも、共済目的のある土地又は建物若しくは工作物に立ち入り、共済目的について必要な事項を調査することができます。

#### (共済目的の調査拒否による解除)

- 第24条 加入者が相当な理由がないのに、前条(共済目的の調査)の調査を 拒んだ場合には、この組合 は、共済関係を解除することができます。
- 2 前項に基づくこの組合の解除権は、前項の拒否の事実のあった日から1カ月以内に行使しないときは消
- 3 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行

#### (共済関係の解除の効力)

第25条 共済関係の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

#### 第6章 共済関係の失効等

#### (共済関係の失効)

- 第26条 共済関係の成立後、次の事実が発生した場合には、共済関係は、その事実が発生した時からその 効力を失います。
- (1) 共済目的が第3条(損害共済金を支払う場合)の事故以外の原因によって減失したこと
- (2) 共済目的が第16条(共済金を支払わない損害)の事故によって滅失したこと
- (3) 共済目的が解体されたこと
- 2 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合は、第41条(共済関係の承継)第1項 の規定により共済関係を承継したときを除き、その共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継が あった時からその効力を失います。

#### (超過共済による共済金額の減額)

- 第27条 建物共済の共済関係の成立時において、共済金額が共済価額を超えていたことにつき加入者が善 意でかつ重大な過失がなかったときは、加入者は、その超過部分について、当該共済関係を取り消すこと
- 2 建物共済に係る共済責任期間の開始後に共済価額が著しく減少したときは加入者は、組合に対し、将来 に向かって、共済金額の減額を請求することができます。

#### 第7章 共済掛金等の追加返還等

#### (危険の減少の場合)

共済関係の成立後に、当該共済関係により塡補することとされる損害の発生の可能性が著しく減 少した場合は、加入者は、組合に対し、将来に向かって、共済掛金について、減少後の当該損害の発生の 可能性に対応する共済掛金に至るまでの減額を請求することができます。

前項の規定により、共済掛金の減額を行う場合には、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日 割りをもって計算した金額を返還します。 (告知・通知義務の承認又は共済関係承継の承諾の場合)

第29条 第18条 (告知義務)、第20条 (通知義務) 第1項又は第41条 (共済関係の承継) 第1項の 承認又は承諾をする場合には、この組合は、次の表に定めるところに従い、追加共済掛金等の支払請求又 は共済掛金の減額をすることができます。

承認又は承諾する場合	追加額	払戻額
1 加入者が第3条(共済金を支払う場	共済金額に記載事項の更正後	既に領収した共済掛金か
合)の事故による損害が発生する前に	に適用される共済掛金率及び事	ら共済金額に記載事項の更
建物共済加入申込書の記載事項につい	務費賦課金率を乗じて得た共済	正後に適用される共済掛金
て更正の申出をし、組合がこれを承認	掛金等の額から既に領収した共	率を乗じて得た共済掛金の
する場合	済掛金等を差し引いた残額	額を差し引いた残額
2 加入者が共済責任の開始後、建物の		
用途・構造を変更し又は改築若しくは	承認又は承諾した日以後の未	承認又は承諾した日以後
増築等について共済目的の異動を通知	経過共済責任期間日数に対し	の未経過共済責任期間日数
し、又は共済目的の譲受人及び相続人	て、変更後の共済掛金等の額か	に対して、変更前の共済掛
その他の包括承継人が共済関係の承継	ら変更前の共済掛金等の額を差	金の額から変更後の共済掛
の承諾申請をし、組合がこれを承認	し引いた残額	金の額を差し引いた残額
し、又は承諾する場合		

#### (共済掛金の返還-解除の場合)

- 第30条 第19条(告知義務違反による解除)第1項、第22条(重大事由による解除)第1項又は第3 3条(損害発生の場合の手続)第4項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、共済掛金等 は返還しません。
- 2 第20条 (通知義務) 第3項、第21条 (危険増加による解除) 第1項又は第24条 (共済目的の調査 拒否による解除) 第1項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、払込みを受けた共済掛金 から既経過期間に対して次の表により計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。

返還する場合	返還 額	
1 建物の用途・構造を変更し又は改築若しくは増 築その他危険が著しく増加したこと等による解 除、共済目的の調査拒否による解除その他その原 因が加入者の責に帰すべき事由による解除の場合	共済掛金から共済掛金に経過月数に応じた下記の 係数を乗じて得た額を差し引いた残額。	
2 建物の用途・構造を変更し又は改築若しくは増 築その他危険が著しく増加したこと等による解除 の場合で、解除の限となった事実の発生が加入 著の責めに帰すべき事由によらないとき	共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割 合を乗じて得た額	
3 1及び2による解除以外の事由による解除の場合であって、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときき	共済掛金に未経過日数の共済責任期間に対する割 合を乗じて得た額	

#### 1の既経過月数に応じた係数

既経過共済責任期間 (月)	係 数 (%)	既経過共済責任期間 (月)	係数(%)
1	20.0	7	75.0
2	30.0	8	80.0
3	40.0	9	85.0
4	50.0	10	90.0
5	60.0	11	95.0
6	70.0		

- (注) 既経過期間の月数は、共済責任の開始の日から起算して翌月の応当日までを1月と計算し、30日未満 の端数があるときは、これを切り上げて1月とする。
- 3 第20条 (通知義務) 第3項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合において、解除の事実 の発生が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、前項の規定にかかわらず、共済掛金のうち未経 過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します
- 4 第20条 (通知義務) 第3項、第21条 (危険増加による解除) 第1項及び第24条 (共済目的の調査 拒否による解除) 第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者 の責めに帰すべき事由によるときは、払込みを受けた共済掛金から既経過期間に対して第2項の表により 計算した共済掛金を差し引いた残額を返還します。
- 第20条(通知義務)第3項、第21条(危険増加による解除)第1項及び第24条(共済目的の調査 拒否による解除)第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金

#### (共済掛金の返還―失効の場合)

第31条 第26条(共済関係の失効)の規定により共済関係が失効した場合において、その失効の原因が 加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、この組合は共済掛金のうち未経過期間に対して日割りを もって計算した金額を返還します。

#### (共済掛金の返還―超過による共済金額の減額の場合)

- 第32条 この組合は、第27条 (超過共済による共済金額の減額) 第1項により共済関係が取り消された 場合は、共済関係の成立の時に遡って、取り消された部分に対応する共済掛金を返還します
- 2 この組合は、第27条(超過共済による共済金額の減額)第2項により、共済金額の減額を行う場合 は、共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

#### 第8章 損害の発生

#### (損害発生の場合の手続)

- 第33条 加入者は、共済目的について共済金の支払を受けるべき損害があると認めた場合は、遅滞なく、 その旨をこの組合に通知しなければなりません。
- 2 共済目的について第3条(損害共済金を支払う場合)の損害が発生した場合は、この組合は、その共済 目的について必要な事項を調査することができます。
- 3 加入者は、この組合が第1項の損害に関して要求した書類を作成し、損害の発生を通知した日から30 日以内にこの組合に提出しなければなりません。
- 4 加入者が第1項の通知を怠り、放意若しくは重大な過失によって不実の通知をし、正当な理由がないの に第2項の調査を妨害し、第3項の書類に故意に不実の記載をし、又はその書類を偽造若しくは変造した 場合は、この組合は、共済証券記載の加入者の住所あての書類による通知をもってこの共済関係を解除す ることができます。

#### (損害防止義務)

- 第34条 加入者は、共済目的について通常すべき管理その他の損害防止を怠ってはなりません
- 2 加入者は、第3条 (損害共済金を支払う場合) の事故及び第8条 (水道管凍結修理費用共済金を支払う場合) の事故が発生した場合又はその原因が発生した場合は、損害の防止又は軽減に努めなければなりません。
- この組合は、加入者に第2項の損害の防止又は軽減のため、特に必要な処置をすべきことを指示することが できます。この場合は、当該指示による必要な処置によって、加入者が負担した費用はこの組合が負担します。 (残存物)
- 第35条 この組合は、共済目的の全部が減失した場合において、加入者がその共済目的について有する権 利を取得しません。ただし、この組合がこれを取得する旨の意思表示をして共済金を支払った場合は、こ の限りではありません。
- 2 加入者は、この組合が要求した場合は、前項の規定によりこの組合が取得した権利の保全及び行使のた めに必要な証拠書類の提供その他の行為をしなければなりません。この場合は、当該要求による必要な行 為のために加入者が負担した費用はこの組合が負担します。

- 第36条 共済価額又は損害の額について、この組合と加入者又は共済金を受け取るべき者との間に争いが 生じた場合は、その争いは他の問題と分離して、これを当事者双方が書面をもって選定した各1名ずつの 評価人の判断に任せるものとし、評価人の間で意見が一致しないときは、評価人双方が選定した1名の審
- 判人の裁定に任せなければなりません。 2 前項の判断又は裁定に要する費用及び評価人又は審判人に対する報酬は、当事者双方がこれを負担する ものとし、その負担の割合は前項の判断又は裁定において定めます。

#### (第三者に対する権利の取得)

- 第37条 第3条 (損害共済金を支払う場合) の損害が第三者の行為によって発生した場合において、この 組合が共済金を支払ったときは、この組合は、加入者がその損害につき第三者に対して有する権利(以下 この条において「加入者債権」といいます。) について、次の各号の額を限度に組合が加入者に代わり取 得するものとします。
- (1) 組合が損害の額の全額を共済金として支払った場合は、加入者債権の全額
- (2) 前号以外の場合は、加入者債権の額から、共済金が支払われていない損害の額を差し引いた額 2 前項第2号の場合において、組合が加入者に代わり取得せずに加入者が引き続き有する債権は、組合が 加入者に代わり取得する当該債権よりも優先して弁済されるものとします。
- 3 第35条 (残存物) 第2項の規定は、第1項の規定により代位権を取得した場合において準用します。 (共済金の支払時期)
- 第38条 この組合は、加入者が第33条 (損害発生の場合の手続) の手続をし、組合が要求した共済金の 請求に必要な書類が到達した日の翌日から30日以内に、次の事項の確認をした上で、共済金を支払いま

確認事項	詳細	
① 共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	事故の原因、事故発生の状況、損害又は傷害発生の有無及 び加入者、共済目的の所有者又は被害者に該当する事実	
② 共済金が支払われない事由の有無の確認	約款に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実	
が必要な場合	の有無	
③ 共済金を算出するための事実の確認が必	損害の額、傷害の程度、事故と損害又は傷害との関係、治	
要な場合	療の経過及び内容	
④ 共済関係の効力の有無の確認が必要な場	約款に規定する解除又は取消しの事由に該当する事実の有	
合	無	
⑤ ①から④までのほか、組合が支払うべき	重複契約関係の有無及び内容、損害について加入者が有す	
共済金の額を確定させるための事実の	る損害賠償請求権その他の債権及び既に取得したものの有	
確認が必要な場合	無及び内容等	

- (注) 傷害等に係る規定については、臨時費用担保特約付帯の契約に限る
- 2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が必要な場合には、前項の規定にかかわらず、 この組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日から次に掲げる日数(照会又は調査の 内容が複数ある場合は、そのうち最長の日数とします。) が経過する日までに、共済金を支払います。

特別な照会又は調査の内容	日数
第1項の表中①から⑤までの事項を確認するための弁護士法(昭和24年法律第205号)その他の法令に基づく照会	180日
第1項の表中①から①までの事項を確認するための警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日
第1項の表中①から④までの事項を確認するための医療機関、検査機関その他の専門機関による 診断、鑑定等の結果の照会	90日
第1項の表中③の事項のうち、後遺障害の内容及びその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
災害救助法(昭和 $2$ $2$ 年法律第 $1$ $1$ $8$ 号)が適用された被災地域における第 $1$ 項の表中①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震又はこれと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における第1項の表中①から⑥までの事項の確認のための調査(地震等による損害が生じた場合に支払う共済金についての調査に限ります。)	365 ⊞

(注) 傷害等に係る規定については、臨時費用担保特約付帯の契約に限る。

#### (共済金支払後の共済関係)

- 第39条 第3条 (損害共済金を支払う場合) の事故による共済目的の損害割合が80%以上となったとき は、共済関係は、その損害の発生したときに消滅します。
- 2 前項の場合を除き、この組合が共済金を支払った場合においても、この共済関係の共済金額は、減額す ることはありません。
- 3 各々別に共済金額を定めた共済目的が2以上ある場合には、それぞれについて、前2項の規定を適用し ます。

#### 第9章 その他

#### (共済関係の継続)

- 第40条 共済責任期間の満了に際し、共済責任期間の更新をしようとする場合において、建物共済加入申 込書に記載した事項に変更があったときは、加入者は書面をもってこれをこの組合に告げなければなりま せん。この場合の告知については第18条(告知義務)の規定を適用します。
- 2 前項の規定により共済関係を継続した場合には、新たに共済証券を交付します。

#### (共済関係の承継)

- 第41条 共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があった場合においては、譲受人又は相続人そ の他の包括承継人が、この組合の承認を受けて、共済関係に関し譲渡人又は被相続人その他の被包括承継 人の有する権利義務を承継することができます。
- 2 前項の規定による承諾を受けようとする譲受人又は相続人その他の包括承継人は、その譲受又は相続そ の他の包括承継の日から14日以内に書面をもって、この組合に承諾の申請をしなければなりません
- 3 第1項の規定による権利義務の承継は、その承諾の時(共済目的の譲受けの前に承諾があった場合は、 譲受けの時) からその効力を生じます。

## (他人の所有する物を建物共済に付した場合)

- 第42条 他人が所有する物を管理する者は、その支払うことがあるべき損害賠償のためにその物を建物共 済に付すことができます。
- 2 前項の場合、共済目的の所有者は、自己の所有する共済目的の損害については、加入者に優先して直接 この組合に共済金の支払を請求することができます。
- 3 加入者は、前項の損害に対して共済目的の所有者に損害賠償を行った額又は共済目的の所有者が承諾した額を限度に、この組合に対して共済金の支払を請求することができます。
- 4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、この組合は、共済目的のうち加入者が所有する共済目的の損害 については、加入者に共済金を支払います。

#### (準拠法)

第43条 この約款に規定のない事項については、農業保険法(平成22年法律第185号)、同法施行令 (平成29年政令第263号)、同法施行規則(平成29年農林水産省令第63号)、任意共済損害認定 準則(平成30年3月28日農林水産省告示第659号)並びにこの組合の定款及び事業規程によりま

#### (約款の変更を行う場合の対応)

第44条 この組合は、この約款を変更するときは、変更する旨及び変更点並びにその効力の発生時期を農 業共済団体の事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットのホームページへ公表する ほか、広報誌等に掲載することにより、加入者及び加入資格者に対し周知するものとします。

別	別表 第15条第2項の共済金の種類別の支払限度額		
	共済金の種類	支 払 限 度 額	
1	第3条 (損害共済金を支払う場合) の損害共済金	損害の額(他の重複契約関係に損害の額を算出する基準がこの共済関係と異なるものがあるときは、それぞれの基準により算出した損害の額のうち最も高い損害の額)	
2	第4条 (残存物取片付け費用共済金 を支払う場合) の残存物取片付け費 用共済金	残存物取片付け費用の額	
3	第5条(特別費用共済金を支払う場合)の特別費用共済金	1回の事故につき、1建物ごとに200万円(他の重複契約関係に、限度額が200万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額)	
4	第6条(損害防止費用共済金を支払 う場合)の損害防止費用共済金	損害防止軽減費用の額	
5	第7条(失火見舞費用共済金を支払う 場合)の失火見舞費用共済金	1回の事故につき50万円(他の重複契約関係に、1 被災世帯 当たりの支払額が50万円を超えるものがあるときは、その支 払額のうち最も高い額)に被災世帯の数を乗じて得た額	
6	第8条 (水道管凍結修理費用共済金 を支払う場合) の水道管凍結修理費 用共済金	水道管凍結修理費用の額	

# NOSAI

## 特約条項

#### (この特約条項が適用される範囲)

- 第1条 この特約条項は、建物火災共済約款第1条(共済目的の範囲)又は建物総合共済約款第1条(共済 11 米 こいが対水別は、延砂パ火火が雨が水が1 米 (大)(自口が)地間) 人は延砂能に方(内)的水が1 米 (大)(自日的の範囲)に掲げる共済信息自的であって、その減価制度(再取得価額から共済価値を差し引いて得た額の再取得価額に対する割合をいいます。以下同様とします。)が100分の50以下であるものに適用されます。
- 2 再取得価額とは、共済目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築又は再取得するのに 要する額をいいます。

#### (損害共済金を支払うべき損害の額)

第2条 この特約により、この組合が損害共済金として支払うべき損害の額は、その損害が発生した地及び 時におけるこの特約に係る共済目的の再取得価額によって定めます。

#### (共済金額の減額及び新価特約の解除)

- 第3条 この組合は、この特約に係る共済目的たる建物が、建物火災共済約款第3条 (損害共済金を支払う場合) 又は建物総合共済約款第3条 (損害共済金を支払う場合) 第1項若しくは第2項の事故以外の原因 により損害が発生した場合において、その建物の減価割合が100分の50を超えた場合には、新価特約 を解除するものとします。この場合において、新価特約を解除した共済関係の共済金額が共済価額を超えるときは、共済金額をその共済価額に相当する金額に減額するものとします。
- この組合は、前項の規定により共済金額を減額した場合は、その減額した共済金額に対応する共済掛金 (臨時費用担保特約が付されているときには、その特約共済掛金を含みます。) のうち未経過期間に対し て日割りをもって計算した金額を返還します。
- 3 第1項の規定による新価特約の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行

#### (損害共済金の支払額)

第4条 この組合は、損害共済金として建物火災共済約款第10条(損害共済金の支払額)第2項又は建物 総合共済約款第9条(損害共済金の支払額)第2項の規定にかかわらず、次の各号の表の額(表中の共済 金額が再取得価額を超えるときは、再取得価額に相当する金額とします。)を支払います。

(1) 建物火災共済の場合

区 分	損害共済金の額		
共済金額が再取得価額の 80%以上であるとき	第2条(損害共済金を支払うべき損害の額)の損害の額 (共済金額を限度とします。)		
共済金額が再取得価額の 80%未満であるとき	第2条 (損害共済金を支払うべき 損害の額) の損害の額 × (共済金額を限度とします。) 共済金額 再取得価額×80%		

- (2) 建物総合共済の場合
- ① 建物総合共済約款第3条(損害共済金を支払う場合)第1項の事故によって損害が発生した場合

区分	損害共済金の額	
共済金額が再取得価額の 80%以上であるとき	第2条(損害共済金を支払うべき損害の額)の損害の額 (共済金額を限度とします。)	
共済金額が再取得価額の 80%未満であるとき	第2条 (損害共済金を支払うべき 損害の額) の損害の額 × (共済金額を限度とします。) 共済金額 再取得価額×80%	

建物総合共済約款第3条(損害共済金を支払う場合)第2項の自然災害から地震及び噴火並びにこれ らによる津波(以下「地震等」といいます。)による災害を除いた災害によって損害が発生した場合

区分	損害共済金の額	
第2条 (損害共済金を支払うべき損害の 額) の損害の額が再取得価額の 80%以上であるとき	第2条 (損害共済金を支払うべき 損害の額) の損害の額 × <u>共済金額</u> 再取得価額	
第2条 (損害共済金を支払うべき損害の 額) の損害の額が再取得価額の 80%未満であるとき	第2条 (損害共   再取得価額の5%   済金を支払うべ   に相当する額又   き損害の額   ずれか低い額   本   東京保価額   本   東取得価額	

③ 建物総合共済約款第3条(損害共済金を支払う場合)第2項の地震等によって損害が発生した場合

損害共済金

共済金額×0.5 第2条 (損害共済金を支払うべき損害の額) の損害の額 ×

再取得価額

この場合の損害の額は、建物に係る損害(建物の損害割合が5%以上となった場合に限ります。)の 額と家具類及び農機具に係る損害(家具類及び農機具の損害割合が70%以上となった場合又は家具類及 び農機具を収容する建物の損害割合が70%以上となった場合に限ります。)の額の合計額とします。

第5条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された建物火災共済約款又は建物総合共済約款の規定を準用します。この場合において、建物火災共済約款又は建物総合共済約款の規定中 「共済価額」とあるのを「共済目的の再取得価額」と読み替えるものとします。

#### 小損害実損填補特約条項

#### (アの特約の締結)

- 第1条 この特約は、建物火災共済又は建物総合共済について、加入者が申し込み、この組合がこれを承諾 した場合に締結します
- 2 この特約は、共済金額が1,000万円以上である建物火災共済又は建物総合共済の共済関係に付すことがで
- この特約は、前項に規定するもののほか、建物火災共済及び建物総合共済(共済目的及び共済責任期間 が同一であるものに限ります。)の共済金額の合計が1,000万円以上の場合における当該建物火災共済又は 建物総合共済のいずれかに付すことができます。

- 第2条 この組合は、建物火災共済約款第29条 (超過共済による共済金額の減額) 又は建物総合共済約款 第27条 (超過共済による共済金額の減額) により共済金額を減額したことにより、建物共済の共済関係 が、この特約を付すことができるものに該当しなくなったときは、この特約を解除します
- 2 この組合は、前項の規定によりこの特約を解除した場合は、この特約に対応する共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。
- 3 第1項の規定による小損害実損填補特約の解除は、共済証券記載の加入者の住所宛ての書面による通知 をもって行います。

#### (損害共済金の支払額)

- この組合は、共済事故(地震等を除きます。)による損害の額が30万円以下であるときは、損害 共済金として、建物火災共済約款第10条(損害共済金の支払額)第2項及び建物総合共済約款第9条 (損害共済金の支払額)第2項の規定にかかわらず、損害の額に相当する金額を支払います。
- この組合は、共済事故(地震等を除きます。)による損害の額が30万円を超える場合であって、建物 火災共済約款第10条(損害共済金の支払額)第2項及び建物総合共済約款第9条(損害共済金の支払額)第2項の規定により算出した損害共済金が30万円に満たないときは、損害共済金として、これらの規 定にかかわらず、30万円を支払います。
- 共済事故が自然災害であって、損害の額が1万円に満たない場合は、前2項の規定にかかわらず、損害 共済金は支払いません。

#### (準用規定)

第4条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された建物火災共済約款又は建物総 合共済約款の規定を進用します。

#### 臨時費用担保特約条項

#### (組合の支払責任)

- 第1条 この組合は、この特約に従い、建物火災共済約款第3条(損害共済金を支払う場合)又は建物総合 共済約款第3条(損害共済金を支払う場合)第1項若しくは第2項(地震等を除きます。)の事故によっ へいわかれる人、い思へいルモントルーカー・オンがもし、いれるから、心をなすといこよう。) ジョルによう て共済目的が損害を受けた場合において、損害共済金のほか、その損害に伴う臨時の費用に対して共済金 (以下「臨時費用共済金」といいます。) を支払います。
- この組合は、第4項に規定する者が、建物火災共済約款第3条(損害共済金を支払う場合)又は建物総 合共済約款第3条(損害共済金を支払う場合)第1項の事故に直接起因(その事故から避難又は損害の発 生するおそれが著しく増大したときの損害防止を含みます。) し、被害の日から200日以内に死亡又は 後遺障害(別表に掲げる基準に該当する場合に限ります。)を被ったときは、前項の臨時費用共済金のほ か、その死亡又は後遺障害に伴う費用に対して共済金(以下「死亡・後遺障害費用共済金」といいま す。)を加入者に支払います。ただし、加入者が死亡した場合には、その法定相続人に支払います。
- 3 前項ただし書の規定により死亡・後遺障害費用共済金を加入者の法定相続人に支払う場合であって、そ の法定相続人が2人以上いるときは、その受取割合は、法定相続分の割合とします。
- 4 死亡・後遺障害費用共済金の対象者は、次のとおりとします。
- (1) 加入者及び共済目的の所有者(加入者及び共済目的の所有者が法人であるときは、その理事、取締役 又はその他の機関にある者)
- (2) 加入者及び共済目的の所有者の親族
- (3) 加入者及び共済目的の所有者の使用人
- (4) 共済証券記載の建物に居住している者

### (臨時費用共済金の支払額)

- 第2条 この組合が支払う臨時費用共済金の額は、建物火災共済約款第10条(損害共済金の支払額)第2 項又は建物総合共済約款第9条 (損害共済金の支払額) 第2項の損害共済金の額に10%、20%又は3 0%のうち加入者が選択した割合を乗じて得た金額とします。ただし、1回の共済事故につき1建物ごと に250万円を限度とします。
- この特約に係る共済目的について、臨時費用共済金を支払うべき重複契約関係がある場合であっても、 臨時費用共済金は、前項の規定により算出した金額とします。
- 3 前項の規定により支払うこととなるこの共済関係による臨時費用共済金と重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の額との合計額が、1回の共済事故につき1建物ごとに250万円(他の重複契約 関係に限度額が250万円を超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額(以下この項に おいて「支払限度額」といいます。)) を超えるときは、前項の規定にかかわらず、この組合が支払う臨時 費用共済金の額は、支払限度額から他の重複契約関係により既に支払われた保険金又は共済金の額の合計額 を差し引いた額とします。ただし、重複契約関係がないものとして算出した支払責任額を限度とします。
- 4 前2項の場合において、損害が2種類以上の共済事故によって発生したときは、同種の共済事故による 損害ごとにこれらの項の規定をそれぞれに適用します。

#### (死亡・後遺障害費用共済金の支払額)

- 第3条 この組合が支払う死亡・後遺障害費用共済金の額は、死亡又は後遺障害者1名ごとに共済金額(共 済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額とします。)の30%に相当する金額としま す。ただし、1回の共済事故につき1名ごとに200万円を限度とします。
- この特約を付した建物火災共済又は建物総合共済とは別に、同一の加入者について、同一の共済事故により第1条(組合の支払責任)第2項の死亡・後遣障害費用共済金を支払うべき他の共済関係がある場合において、それぞれの共済関係に係る死亡・後遺障害費用共済金の合計額が1回の共済事故につき1名ご とに200万円を超えるときには、この組合は、次の算式により算出した額を死亡・後遺障害費用共済金 として支払います。

200万円

この共済関係に係る支払責任額 それぞれの共済関係に係る 支払責任額の合計額

第1条(組合の支払責任)第2項の 死亡・後遺障害費用共済金の額

#### (死亡・後遺障害費用共済金を支払わない場合)

第4条 建物火災共済約款第18条 (共済金を支払わない損害) 及び第19条 (共済金を支払わない場合) 又は建物総合共済約款第16条 (共済金を支払わない損害) 及び第17条 (共済金を支払わない場合) の 規定により、共済金が支払われない場合は、死亡・後遺障害費用共済金を支払いません。

#### (死亡又は後遺障害発生の通知)

第5条 加入者(加入者が死亡した場合には、その法定相続人)は、共済目的について建物火災共済約款第 3条(損害共済金を支払う場合)又は建物総合共済約款第3条(損害共済金を支払う場合)第1項の事故 によって損害が発生し、第1条(組合の支払責任)第4項に規定する者が死亡又は後遺障害を被った場合 は、遅滞なくこの組合に通知しなければなりません。

#### (準用規定)

第6条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された建物火災共済約款又は建物総 合共済約款の規定を準用します。

#### (別表) 後遺障害の基準

- \_\_\_\_ 両眼の視力が0.02以下になったもの
- 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの そしゃくの機能を廃したもの
- 言語の機能を廃したもの
- 両上肢の用を全廃したもの
- 両手の手指の全部を失ったもの
- 両下肢を足関節以上で失ったもの
- 両下肢の用を全廃したもの
- 精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
- 神経系統の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
- 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

#### 費用共済金不担保特約条項

#### (組合の支払責任)

この組合は、この特約に従い、建物火災共済約款第3条(損害共済金を支払う場合)、第5条(地 震火災費用共済金を支払う場合)及び第9条(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)又は建物総合共 済約款第3条(損害共済金を支払う場合)第1項若しくは第2項及び第8条(水道管凍結修理費用共済金

を支払う場合) の事故によって共済目的が損害を受けた場合において、建物火災共済約款第4条(残存 物取片付け費用共済金を支払う場合)から第9条(水道管凍結修理費用共済金を支払う場合)又は建物総合共済約款第4条(残存物取片付け費用共済金を支払う場合)から第8条(水道管凍結修理費用共済金を 支払う場合)に規定する費用に係る共済金(以下「費用共済金」といいます。) については、建物火災共 済約款第11条(残存物取片付け費用共済金の支払額)から第16条(水道管凍結修理費用共済金の支払 額)又は建物総合共済約款第10条(残存物取片付け費用共済金の支払額)から第14条(水道管凍結修 理費用共済金の支払額)の規定にかかわらず、支払いません。

#### (共済掛金率等の割引)

第2条 この特約を付した建物火災共済又は建物総合共済に適用する共済掛金率等は、この組合の定めた割 引率を乗じて得た率とします。

#### (準用規定)

第3条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された建物火災共済約款又は建物総 合共済約款の規定を準用します。

#### 収容農産物補償特約条項

#### (組合支払責任)

第1条 この組合は、この特約に従い、この特約に係る共済目的が損害を受けた場合において、その損害に 対して共済金(以下「収容農産物損害共済金」といいます。)を支払います。

#### (この特約に係る共済目的)

第2条 この繋約に係る共済目的は、建物総合共済の共済目的である建物に収容される次のいずれかの農産 物(出荷前の一時保管又は販売目的の保管をしているもの及び乾燥・調製等の作業中のものを含みます。 以下「収容農産物」といいます。)のうち、加入者が申し出たものとします。

(1) 米穀

(2) 麦

(3) 大豆

#### (この特約に係る共済責任期間)

- 第3条 この特約に係る共済責任期間は、次のいずれかの期間のうち、加入者が申し出たものとし、共済責 任期間の開始の日の午後4時から始まり、末日の午後4時に終わります。
- (1) Aタイプ 加入者が申し出た開始日から末日までの120日以下の期間(複数の期間であって、それ ぞれの期間の日数の合計が120日以下のものも含みます。)
- (2) Bタイプ 建物総合共済約款第2条(共済責任期間)第1項の共済責任期間と同一の期間

#### (収容農産物捐害共済金の支払額)

- 第4条 この組合が支払う収容農産物損害共済金の額は、建物総合共済約款第3条(損害共済金を支払う場 今)の事故によって共済目的に生じた損害の額に相当する金額とします。ただし、同一共済産任期間における収容農産物損害共済金の額の合計は、100万円以上500万円以下の範囲内で100万円を単位として加入者が申し出た金額(以下「支払限度額」といいます。)を限度とします。
- 2 共済事故が地震等である場合は、収容農産物損害共済金の金額は、前項の規定にかかわらず、同項の損 害の額の30%に相当する金額とします。ただし、同一共済責任期間における収容農産物損害共済金のう ち、地震等により支払うものの金額の合計は、支払限度額の30%に相当する金額を限度とします。
- 第1項の損害の額が1万円に満たない場合は、前2項の規定にかかわらず、収容農産物損害共済金は支 払いません
- 4 加入者が故意又は重大な過失によって建物総合共済約款第34条(損害防止義務)第1項及び第2項の 規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる金額を差し引 いて得た金額を損害の額とみなします。

#### (共済掛金の返還一失効の場合)

第5条 建物総合共済約款第26条(共済関係の失効)の規定によりこの特約が付された建物総合共済の共 済関係が失効した場合において、その失効の原因が加入者の責めに帰すべき事由によらないときは、この 組合はこの特約に係る共済掛金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

#### (共済金支払後の特約条項)

第6条 収容農産物損害共済金の合計額が支払限度額に達したとき、この特約は消滅します。

#### (準用規定)

第7条 この特約条項には、建物総合共済約款第15条(他の保険契約等がある場合の共済金の支払額)か ら第25条(共済関係の解除の効力)まで、第30条、共済掛金の返還-解除の場合)、第33条(損害 発生の場合の手続)から第38条(共済金の支払時期)まで、第40条(共済関係の継続)から第42条 (他人の所有する物を建物共済に付した場合)まで及び第43条(準拠法)の規定を準用します。

#### 自動継続特約条項

#### (この特約の締結)

- 第1条 この特約は、建物火災共済又は建物総合共済について、加入者が申し込み、この組合がこれを承諾 した場合に締結します。
- 2 この特約は、前項の規定にかかわらず継続申込特約を付した共済関係には付すことはできません。

#### (共済関係の自動継続)

- 第2条 この特約を付した建物火災共済又は建物総合共済は、共済責任期間が満了する日の属する月の前月 10日(以下「自動継続意思確認日」といいます。)までに、この組合が定めたところにより加入者から 別段の意思表示がなく、第4条(共済掛金等の払込み)の規定により共済掛金等が払い込まれた場合は、 共済責任期間が満了する共済関係と同一の内容で共済責任期間を1年とする共済関係を継続更新 (以下 「自動継続」といいます。)します。この場合において、自動継続の回数は、2回から9回までの範囲内で加入者が選択するものとします。
- この組合は、前項により自動継続される共済関係の内容を、自動継続意思確認日の14日前までに、共
- 済証券記載の加入者の住所あての書面により通知します。 3 第1項の規定にかかわらず、組合は、組合の定めたところにより自動継続をすることが適当でないと組合が認めた場合、共済関係を自動継続しないことがあります。この場合には、組合は、継続時までに共済 証券記載の加入者の住所あての書面により通知します。

#### (共済関係の変更)

第3条 この特約が付された共済関係について加入者が、共済責任期間が満了する共済関係と異なる内容で 共済関係を継続する場合は、建物火災共済約款第42条(共済関係の継続)又は建物総合共済約款第40 条(共済関係の継続)によることとします。

#### (共済掛金等の払込み)

第4条 加入者は、自動継続後の共済関係に係る共済掛金等を継続前の共済責任期間の満了日までに払い込 むものとします。

#### (共済掛金等の払込猶予及び共済関係の解除)

- 第5条 この組合は、前条(共済措金等の払込み)の規定にかかわらず、共済措金等の払込みを払込期限の 翌日から起算して14日間(以下「猶予期間」といいます。)猶予します。ただし、この猶予期間内に共 済事故が生じ、その期間内に共済掛金等が払い込まれていない場合は、共済金を支払いません。
- 2 共済掛金等が払い込まれないまま猶予期間が過ぎた場合、共済関係は継続前の共済責任期間満了日の午 後 4時からその効力を失います。この場合、共済関係は 解除されたものとみなします。 3 前項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の加入者の住所あての書面による通知をもって行います。
- (新価特約解除の場合の共済関係)
- 第6条 この組合は、この特約を付した共済関係の新価特約について、新価特約条項第3条(共済金額の減額及び新価特約の解除)第1項の規定により解除された場合、共済関係満了の日にこの特約を解除します。 (小損害実損填補特約解除の場合の共済関係)
- 第7条 この組合は、この特約を付した共済関係の小損害実損填補特約が、小損害実損填補特約条項第2条 (小損害実填補特約の解除)第1項の規定により解除された場合、共済関係満了の日にこの特約を解除します。 (自動継続後の共済関係に適用される約款及び共済掛金率等)
- 第8条 この組合は、自動継続後の共済関係は、継続した日における建物火災共済約款又は建物総合共済約 款、特約条項及び共済掛金率等を適用します。

第9条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付された建物火災共済約款又は建物総 合共済約款及び特約条項の規定を準用します。

# 建物共済の対象は

県内に住み、農業に従事する方が所有又は管理する建物。 営農状況によっては加入できない場合がありますので、営農状況に変更が ありましたら、組合へご連絡ください。



- ●住宅以外の用途の建物にも加入できます。基礎を含む契約です。
- ●門垣塀、カーポート、ほか工作物は、申し出によって加入できます。
- ●電気・ガス・水道・冷暖房設備など、建物と構造上機能上一体となっている付属設備も建物に含まれます。
- ●また、屋根に直接設置されている太陽光発電設備も建物に含まれます。
- ●空家、建築中の建物、遊興施設、敷地外へのアンテナやポンプなどは引受対象ではありません。



- ●加入される建物に収容されている家具、電化製品、衣類、寝具など生活に 必要な用具のことをいいます。
- ●貴金属、宝石、書画、骨董品などで1点30万円を超えるものや現金、営業用什器備品、商品は引受対象ではありません。





- ●加入される建物に収容されている農機具のことをいいます。
- ●新品価格を補償しますので、取得された金額でご加入ください。
- ●支払対象となるのは、建物に収容された状態で事故に遭った場合だけです。



# 建物共済の仕組み

共	済の種類	火災共済	総合共済	
対	火 災 等			
対象事故	自然災害	×		
<b>政</b> (P2参照)	地震等	×		
共済責任期間		責任開始日の午後4時から翌年の午後4時までの1年間です。 (自動継続特約9回を実施しています。毎年加入内容の見直しができますが、 申し出がなければ、同じ内容で9回継続します。)		
加	入 限 度 額	6,000万円	4,000万円	
1万F	円当りの掛金 (P5参照)	8.4 円(普通物件一般造)	31.9 円(普通物件一般造)	
事故時の支払い 下		下記の「損害共済金」と「費用共済金」	をお支払いします。(P6~8P参照)	
損害共済金		損害額を限度に加入割合に応じてお支払	いします。	
	残存物取片付け 費用共済金	損害共済金の10%を限度に取壊し費用、 お支払いします。(実費が限度。地震等によ		
	特別費用 共済金	代替住宅への仮住い費用や緊急の生活費の損害を受けたときに加入共済金額の10(1建物ごとに200万円を限度。地震等による抗		
費用共	損害防止費用 共 済 金	損害の防止・軽減のために支出した費用 例えば、消火活動のために使用した消火 (自然災害・地震等の事故には支払いません。)		
済金	失火見舞費用 共 済 金		所有する物に損害(煙損害または臭気付 これによって生じる見舞金などの費用に いします。	
	水道管凍結 修理費用共済金	水道管の凍結損害に対し、その修理費用を実費で補償します。 (1事故ごとに10万円を限度)		
	地震火災費用 共 済 金	地震を原因とする火災が生じたとき、建物が 半焼以上か家具類が全焼の場合、加入額の 5%を限度にお支払いします。	総合共済にはありません	